

当行の概要 (平成23年3月31日現在)

名 称	株式会社四国銀行
英 文 表 示	The Shikoku Bank,Ltd.
本店所在地	〒780-0833 高知市南はりまや町一丁目1番1号 TEL:088-823-2111(代表)
創業年月日	明治11年10月17日
資 本 金	250億円
店 鋸 数	118店舗 (代理店4店舗を含む) ・高知県 68店舗 (内代理店4店舗) ・徳島県 23店舗 ・香川県 9店舗 ・愛媛県 8店舗 ・本 州 10店舗
従 業 員 数	1,556人
株 主 数	10,205人



CONTENTS

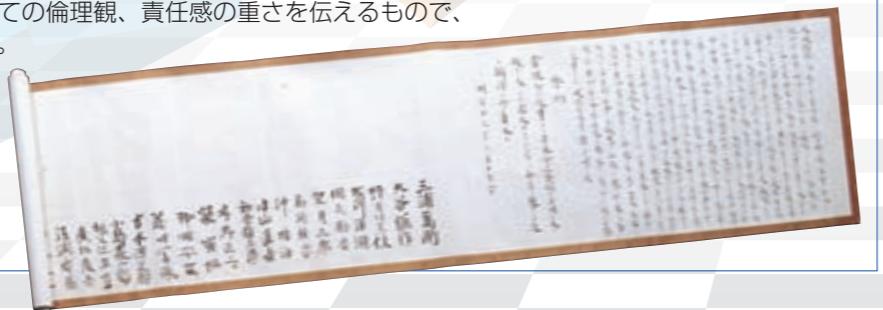
ごあいさつ	1
経営理念／中期経営計画	2
平成22年度の営業の概況(連結)	4
平成22年度の営業の概況(単体)	5
健全経営への取り組み	8
地域の皆さまとのお取引状況	9
コーポレート・ガバナンスの状況	10
金融円滑化への対応	12
法令等遵守(コンプライアンス)態勢	13
金融ADR制度への対応	16
リスク管理への取り組み	17
地域の皆さまと四国銀行	20
環境レポート	26
社会貢献活動	28
業務・サービス	29
コーポレートデータ	34
資料編	39

誓約書

“誓約” 当銀行ニ従事スル者本行之金円ヲ盜用シ又ハ故(コトサ)ラニ人ヲシテ
窃取セシメタルモノハ私財ヲ挙ケテコレヲ弁償シ而シテ自刃ス

取引に不正があった場合は私財で弁償し、さらに切腹することを誓ったもの。
銀行員としてだけでなく社会人としての倫理観、責任感の重さを伝えるもので、
当行の至宝として伝えられています。

この誓約書は、当行の前身である第三十七
国立銀行が、お札の厳正な取り扱いを遵守
すべく、三浦頭取以下全従業員23人が、
連署して血判を押したもの一部です。



・本誌は銀行法第21条に基づいて作成したディスクロージャー資料(業務および財産の状況に関する説明書類)です。



取締役頭取 野村直史

平素より四国銀行グループに格別のご支援、お引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

このたびの東日本大震災で、犠牲になられた方々に心より哀悼の意を捧げるとともに、被災された皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。

当行は、明治11年に第37国立銀行として創業以来、健全経営を旨とし、地域社会の発展とともに歩み続けてまいりました。幾多の変遷を経て、地域金融機関としての基盤を確立することができましたのも、ひとえに皆さま方の永年にわたる暖かいご支援の賜と心より感謝申し上げます。

さて、国内景気は東日本大震災の影響を受け、生産面を中心に下押し圧力の強い状態にあり、企業・家計のマインドの低下や企業間格差の拡大は、当行が地盤とする四国経済にも影響を及ぼしつつあります。

このような環境の中、地域の中小企業の経営改善や成長分野の育成等、地域密着型金融をより積極的に推進することで地域を支え、それを通じて収益力と財務の健全性を向上させるという好循環を作り上げることが大きな課題であると認識しております。

当行ではこうした課題に取り組むため、昨年4月から地域密着型金融の推進を基本戦略とした新たな3ヵ年計画、中期経営計画「2010 未来へのセンタク」をスタートさせました。本年はその中間年度を迎えております。

本中期経営計画では、ビジョンとして「地域に貢献し、地域のトップバンクとして確固たる地位を築き、地域とともに発展する」を掲げ、その達成に向けて、3つの基本方針「地域活性化への貢献」「収益基盤の拡充」「経営基盤の強化」に基づく各施策を積極的に推進しております。

地域社会の発展があればこそ、当行の発展も可能となります。私ども四国銀行グループの役職員はこの基本的な考え方を共有し、当行の目指す銀行像である‘信頼される’‘健全な’‘活気ある’銀行に向けて着実な歩みを続けてまいります所存でございます。

なお、基幹系システムにつきましては、平成23年1月4日、NTTデータ地銀共同センターへの円滑な移行が完了いたしました。今後は新たなシステム基盤を有効に活用し、お客様へのサービス向上、ニーズへの迅速な対応、そしてより一層経営の効率化を進め、収益力と財務の健全性の向上を図ってまいります。

引き続き一層のご支援ご愛顧を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

経営理念

企業使命

地域の金融ニーズに応え、社会の発展に貢献します。

経営方針

企業倫理に徹し、健全な経営を行います。

行動規範

お客さまを大切にし、社会的責任を持った行動をします。

目標とする銀行像

信頼される銀行

健全な銀行

活気ある銀行

として 地域、お客さま、株主、従業員から支持される銀行を目指します。

中期経営計画

「2010 未来へのセンタク」 ～地域に貢献し ともに発展する～

(平成22年4月～平成25年3月)

本中期経営計画の策定にあたっては、経済環境や金融制度面の変化が続く中、当行が未来に向けて成長していくためには、これまで以上に地域のお客さまの課題やニーズに適切に応えていくとともに、地域のトップバンクに相応しい経営態勢の構築が必要不可欠と考えております。

ビジョンとして「地域に貢献し、地域のトップバンクとして確固たる地位を築き、地域とともに発展する」を掲げ、地域密着型金融のビジネスモデルを確立・深化させていくことを基本に戦略策定を行いました。

本中期経営計画の名称「2010 未来へのセンタク」には、旧弊にとらわれない見直しを実施し、企業風土の変革に挑戦していく、そして新中期経営計画のビジョンを達成するための3つの基本方針をセンタクする。これは、「洗濯」と「選択」の両方の意味を込めております。

私ども四国銀行の役職員は、中期経営計画「2010 未来へのセンタク」を着実に実行することにより、地域経済の活性化に貢献し、地域に必要不可欠な金融機関として支持を得られるよう努めてまいります。

目標とする経営指標(単体ベース)

本中期経営計画の最終年度(平成24年度)において目標とする経営指標は、下表のとおりです。
(※平成24年度コア業務純益目標には、システム共同化に係る費用10億円が含まれております。)

	項目	平成24年度目標
収 益 性	コア業務純益	120億円以上
効 率 性	OHR(コアベース)	70%未満
健 全 性	不良債権比率	2%台

(注) コア業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額 - 国債等債券関係損益
OHR(コアベース) = 経費÷コア業務粗利益(業務粗利益 - 国債等債券関係損益)
不良債権比率は、金融再生法開示債権ベース

新中期経営計画の概要

【ビジョン】 地域に貢献し、地域のトップバンクとして確固たる地位を築き、地域とともに発展する
ビジョンを達成する基本方針は以下の3つ

センタク I 地域活性化への貢献

- 中小企業の成長、再生への支援
- 地域社会への貢献

センタク II 収益基盤の拡充

- 預金の増強
- 健全な貸出金の維持・拡大
- 収益チャネルの強化
- 市場運用力の強化

センタク III 経営基盤の強化

- 組織活力の向上
- 業務運営態勢の充実
- 内部管理態勢の強化
- ローコスト運営の徹底

【狙い】

各営業店が立地するそれぞれの営業地域内のお客さまの成長と再生への積極的な支援を通じて地域活性化に貢献します。

【狙い】

より多くのお客さまにお会いし、お客さまの目線に立った営業を徹底することで預貸金の地域内シェアを拡大し、収益基盤の拡充を図ります。お客さまの課題やニーズに、より適切に対応していくため、営業店と本部専門部署の一層の連携強化に取り組みます。

【狙い】

平成23年1月の地銀共同システムへの移行により、新しい事務文化を確立します。コンプライアンスとリスク管理を徹底する中で、効率的な店舗運営方法への転換など、旧弊にとらわれない見直しを実施し、組織風土の変革に挑戦します。

【実施施策】

●中小企業の成長、再生への支援

お客さまの経営課題への支援機能強化、再生支援への取組強化、ニーズに合った融資商品の開発・見直し

●地域社会への貢献

高知県産業振興計画との連携強化、環境保全活動、金融教育活動

【実施施策】

●預金の増強

個人メイン化・法人トータル取引の推進

●健全な貸出金の維持・拡大

中小企業向け貸出金の推進、個人ローンの推進、審査の基本の徹底・新与信運営態勢の定着

●収益チャネルの強化

投資性商品等の整備と販売態勢の強化

●市場運用力の強化

安定した有価証券ポートフォリオの確立

【実施施策】

●組織活力の向上

競争に打ち勝つ人材の育成、店質にあった人材の配置、やりがいにつながる仕組みづくり

●業務運営態勢の充実

営業体制の見直し、店舗・ATM等チャネルの再整備、地域戦略の明確化と戦略に沿った目標の設定・適正な評価、地銀共同システム移行後の業務運営態勢の構築、お客さま感動サービスの高度化

●内部管理態勢の強化

コンプライアンス態勢の強化、顧客保護態勢の強化・定着化、リスク管理態勢の強化、金融・会計制度への対応

●ローコスト運営の徹底

予算統制の強化、関連会社への委託業務拡大等による効率化促進

スピード

徹 底

「お客さま価値」「株主価値」「社会的価値」「従業員価値」4つの価値を持続的に向上させる

平成22年度の営業の概況(連結)

金融経済情勢

当連結会計年度のわが国経済は、前半は輸出と生産活動の持ち直しや個人消費の回復等により緩やかな回復基調が続きましたが、後半には海外景気の減速や円高の進行等により輸出が伸び悩み、個人消費も政策効果の減衰等から弱い動きとなり、足踏み状態となりました。また、3月に発生した東日本大震災の影響が表れ始め、先行きが懸念されております。

当行の主要地盤であります四国地区の経済におきましては、前半は輸出・生産活動・観光等を中心に緩やかな持ち直しの動きが続きましたが、後半には個人消費や生産活動の回復ペースは鈍化し、全体的には足踏みの状態となりました。

金融面では、円・ドル相場は急激な円高が進行し、政府は2004年以来となる円売り介入を実施しました。東日本大震災の影響等で一時80円台を割り込む場面もありましたが、3月末では82円台となりました。日経平均株価は、期初の1万1千円台から東日本大震災の影響等で一時8千円台まで下落ましたが、3月末には9千円台まで回復しました。長期金利は、一時0.8%台の動きもありましたが、3月末には1.2%台となりました。

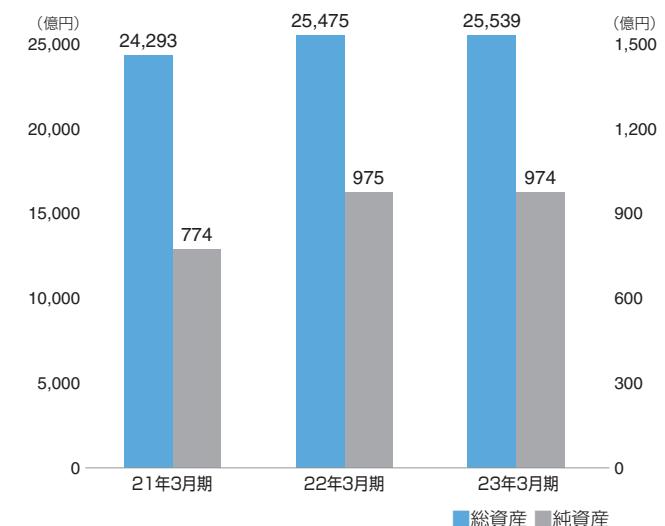
決算の概要

このような金融経済情勢のもとにありまして、当行グループ(当行、連結子会社及び持分法適用会社)は、業績の向上と経営の効率化に努めました結果、当連結会計年度の業績は次のとおりとなりました。

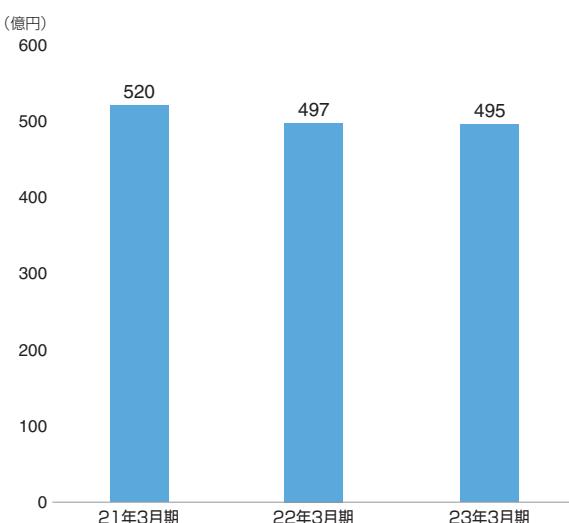
主要勘定につきましては、譲渡性預金を含めた預金等は、公金預金等が減少しましたが、個人・法人預金等の増加により、前連結会計年度末比90億円増加し2兆3,519億円となりました。貸出金は、事業性貸出金及び個人向け貸出金の減少等により、前連結会計年度末比293億円減少し1兆5,569億円となりました。損益につきましては、経常収益は、有価証券関係の収益が増加しましたが、貸出金利息の減少等により、前連結会計年度比1億38百万円減少し495億80百万円となりました。経常費用は、預金利息の減少や与信関係費用の減少等により、前連結会計年度比20億62百万円減少し441億93百万円となりました。この結果、経常利益は、前連結会計年度比19億24百万円増加し53億86百万円となりました。当期純利益は、償却債権取立益の減少や減損損失の増加等により、前連結会計年度比5億6百万円減少し39億56百万円となりました。

連結自己資本比率(国内基準)は前連結会計年度末比0.67ポイント上昇し、当連結会計年度末は10.28%となりました。

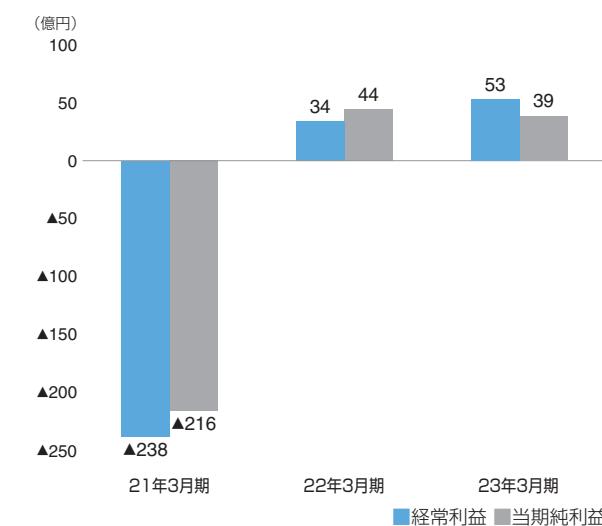
●総資産・純資産



●経常収益



●経常利益・当期純利益

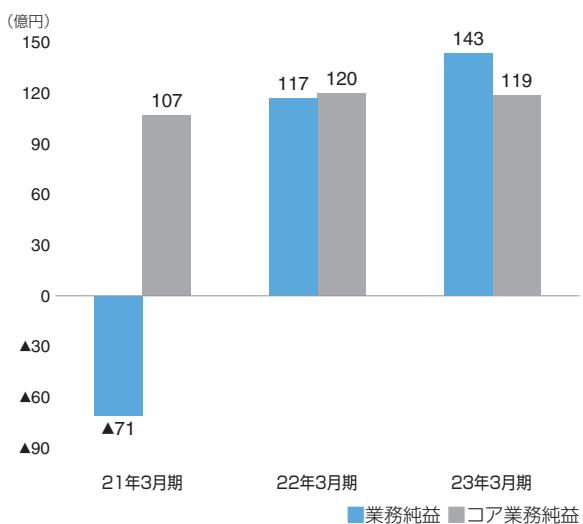


平成22年度の営業の概況(単体)

業務純益とコア業務純益

本業の利益を示す業務純益は、基幹系システム移行に伴う経費の増加はありましたが、有価証券利息配当金の増加や役務利益の増加などにより、前期比26億63百万円増加し143億79百万円となりました。なお、債券関係損益と一般貸倒引当金繰入額を除いたコア業務純益は、同39百万円減少し119億68百万円となりました。

● 業務純益とコア業務純益

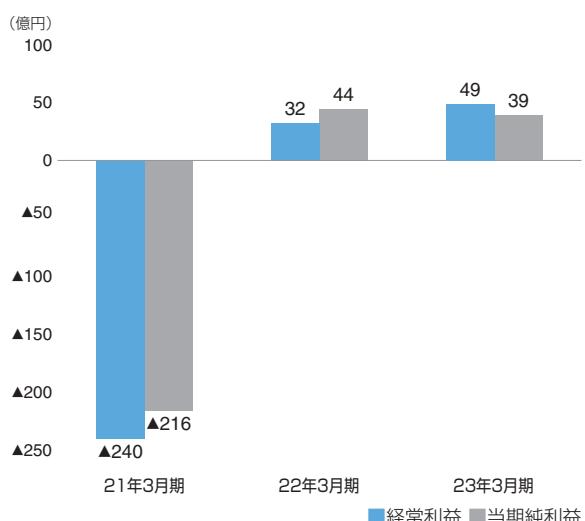


経常利益と当期純利益

経常収益は、有価証券関係収益が増加しましたが、貸出金利息の減少等により前期比1億23百万円減少し492億32百万円となりました。一方、経常費用は、預金利息の減少や与信関係費用の減少等により同18億7百万円増加し442億82百万円となりました。

この結果、経常利益は同16億84百万円増加し49億50百万円となり、当期純利益は償却債権取立益の減少や固定資産の減損損失の増加等により同5億25百万円減少し39億11百万円となりました。

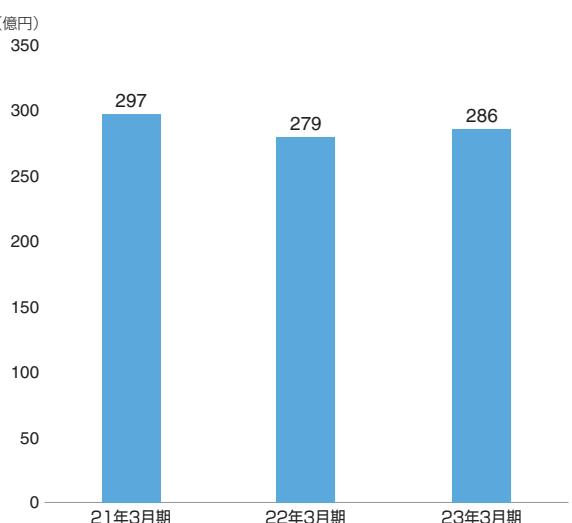
● 経常利益と当期純利益



経費の状況

諸経費の削減に努めましたが、平成23年1月の基幹系システム移行に伴う一時的な経費の増加により、前期比7億19百万円増加し286億50百万円となりました。引き続き経営の効率化に取り組んでまいります。

● 営業経費

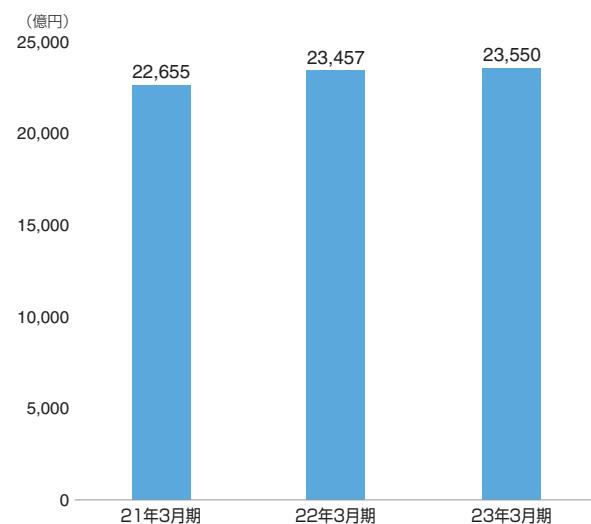


平成22年度の営業の概況(単体)

総預金

総預金(譲渡性預金含む)は、公金預金が減少しましたが、個人預金及び法人預金とも順調に増加しました。その結果、前期末比93億円増加し2兆3,550億円となりました。

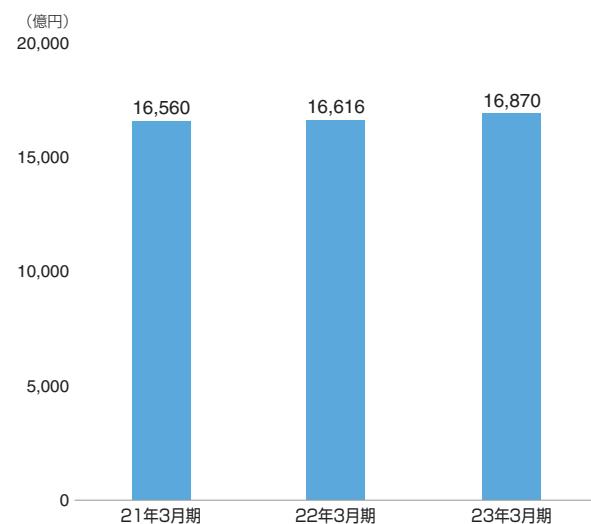
●総預金(譲渡性預金含む)



個人預金

個人預金は、順調に増加しました。その結果、前期末比254億円増加し1兆6,870億円となりました。

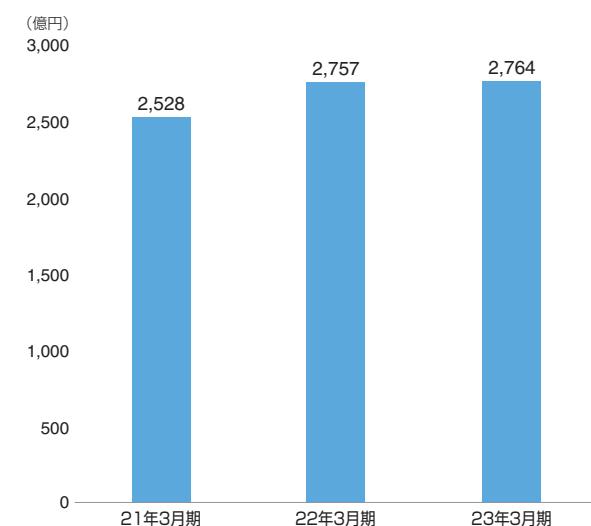
●個人預金(外貨預金含む)



個人預り資産

個人預り資産は、前期末比7億円増加し2,764億円となりました。預金に加え、お客様の資金運用ニーズにお応えするために、国債や投資信託、個人年金保険などの個人預り資産についても積極的に取り組んでまいります。

●個人預り資産(国債等、投資信託、個人年金保険等)

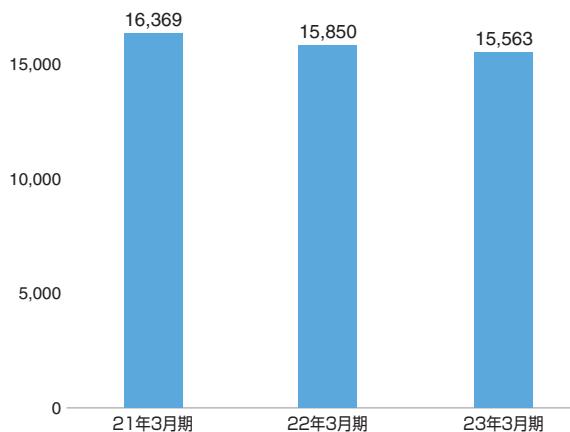


貸出金

貸出金は、景気低迷による資金需要の減少等により、前期末比287億円減少し、1兆5,563億円となりました。中小企業向け貸出について積極的に取り組んでまいります。

● 貸出金

(億円)
20,000

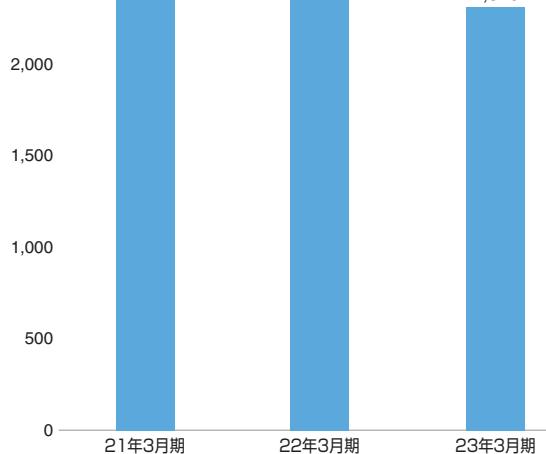


個人向け貸出金

個人向け貸出は、前期末比61億円減少し、2,310億円となりました。住宅ローンをはじめその他の個人向け貸出についても積極的に取り組んでまいります。

● 個人向け貸出金

(億円)
2,500

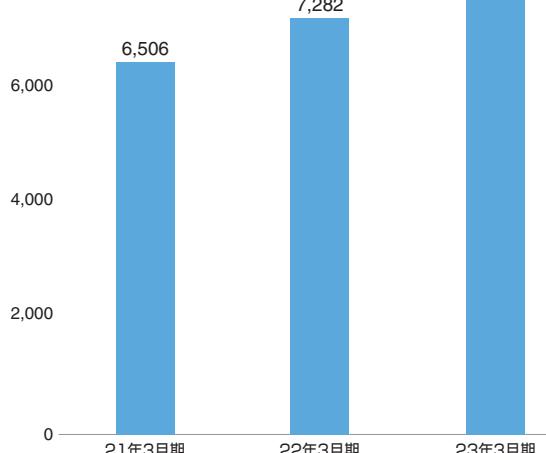


有価証券

有価証券は、国債・政府保証債等の公共債を中心に、安全性及び長期的視野に立った運用に努めました結果、前期末比487億円増加し7,770億円となりました。

● 有価証券残高

(億円)
8,000



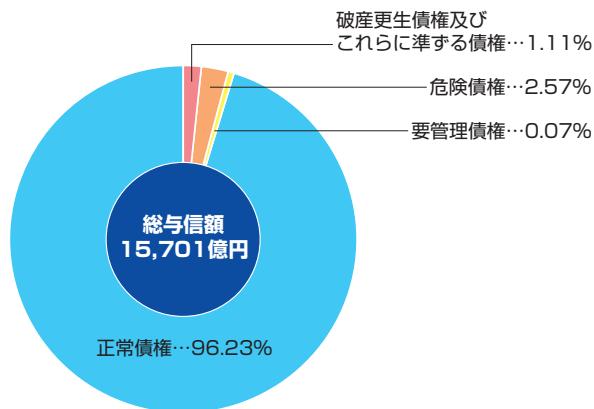
健全経営への取り組み

資産の健全化

金融再生法に基づく開示不良債権の総額は、前期末比81億円増加し590億円となりました。これにより資産査定の対象となる貸出金や債務保証などの債権総額(総与信)に占める割合は、同0.59ポイント上昇し3.76%となりました。なお、貸倒引当金や担保・保証などによる保全率は90.17%と十分な水準を確保しております。

(総与信額には、貸出金の他、支払承諾見返、銀行保証付私募債、外国為替、貸出金に準する仮払金、未収利息を含んでおります。)

●総与信に占める金融再生法に基づく開示債権の割合



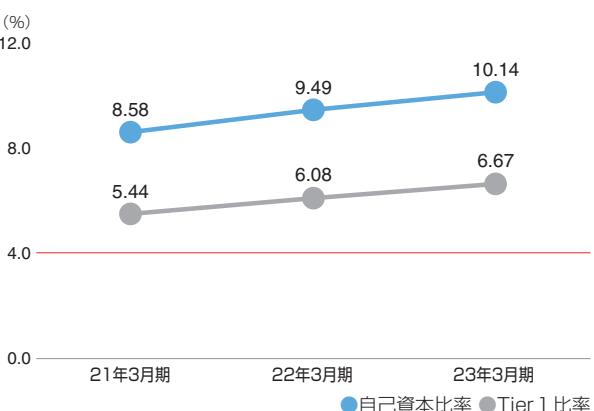
自己資本比率(国内基準)【単体】

自己資本比率は、前期末比0.65ポイント上昇し10.14%となりました。国内基準の4%はもとより、安全とされる8%を大きく上回っており、健全性は十分確保しております。

●Tier1比率

銀行の自己資本比率の算出において、中核的な自己資本である資金金、資本剰余金、利益剰余金などの合計をリスク資産で割った数値指標です。

●自己資本比率(国内基準)/Tier1比率



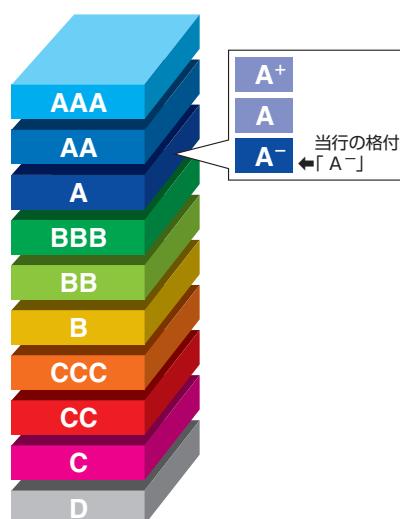
「格付」について

「格付」は企業の信用度や債務履行の確実性などを簡素な記号で表わしたもののです。

格付機関により企業の財務内容や収益力が総合的に判断されます。当行は日本格付研究所から格付「A-」を取得しております。長期格付「A-」は「債務履行の確実性は高い」とされており、健全な銀行として高い評価を得ております。

AAA	債務履行の確実性が最も高い。
AA	債務履行の確実性は非常に高い。
A	債務履行の確実性は高い。
BBB	債務履行の確実性は認められるが、上位等級に比べて、将来、債務履行の確実性が低下する可能性がある。
BB	債務履行に当面問題はないが、将来まで確実であるとは言えない。
B	債務履行の確実性に乏しく、懸念される要素がある。
CCC	現在においても不安な要素があり、債務不履行に陥る危険性がある。
CC	債務不履行に陥る危険性が高い。
C	債務不履行に陥る危険性が極めて高い。
D	債務不履行に陥っている。

AAからBまでの格付記号には同一等級内の相対的位置を示すものとして、プラス(+)もしくはマイナス(-)の符号による区分があります。

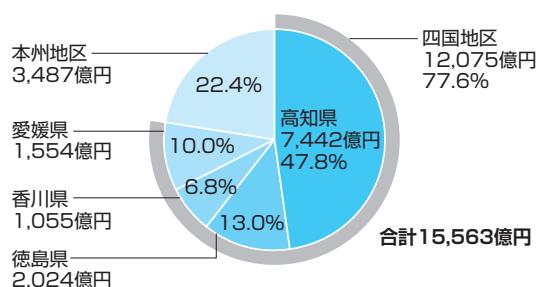


地域の皆さまとのお取引状況

銀行業務を通じての地域貢献

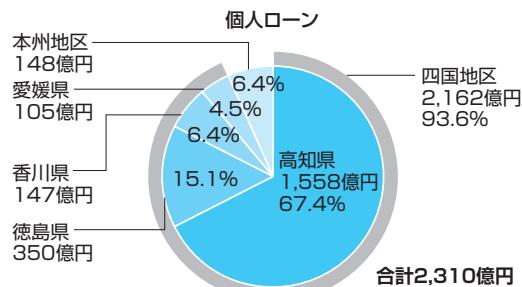
「健全な地域社会の維持・発展を推進する役割を、銀行業務を通して地域社会の人々とともに果たしていく」ことを「地域貢献」に関する基本的な考え方とし、地域社会における企業市民としての取り組み(経済・文化・社会的貢献)について十分ご理解いただけるよう、努力を重ねてまいります。

●地域別貸出金残高 (平成23年3月末)



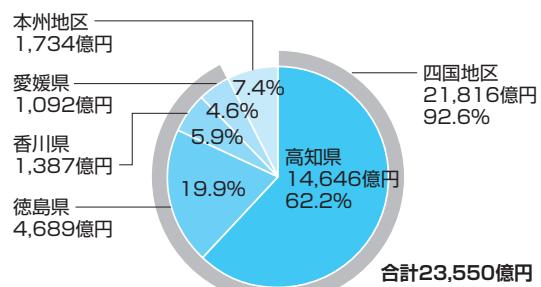
四国地区のお客さまへの貸出金は全体の約77.6%を占めております。

●地域別個人向け貸出金 (平成23年3月末)



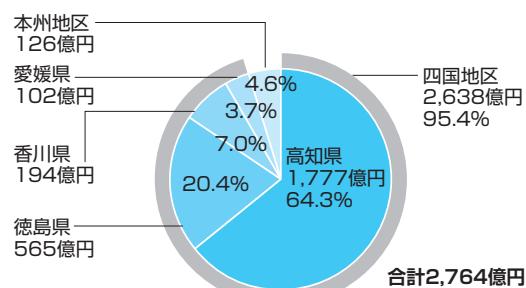
合計2,310億円

●地域別預金等残高 (平成23年3月末)



四国地区のお客さまの預金は全体の約92.6%、預り資産では約95.4%を占めております。

●地域別個人預り資産残高 (国債等、投資信託、個人年金保険等合計額) (平成23年3月末)

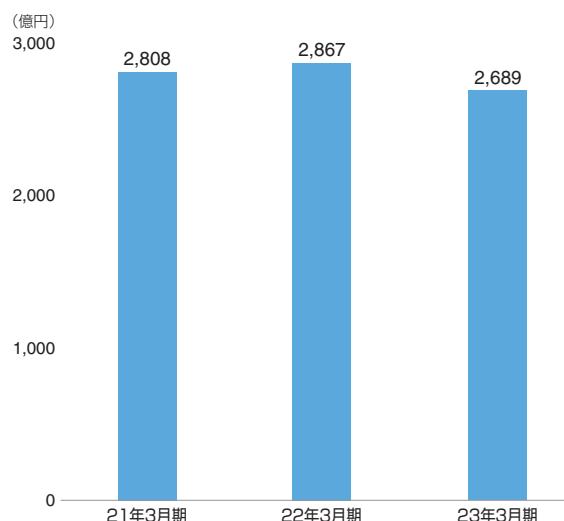


合計2,764億円

地方公共団体とのお取引

高知県では県をはじめ、34市町村すべての地方公共団体でお取引をいただいております。県外でも2つの市と町で指定金融機関に指定されている等、多数の市町村の歳入・歳出事務のお手伝いをさせていただいております。また一時的な資金需要や地方債の引受けにお応えするなど、社会基盤の整備や地域住民の福祉向上のための資金協力を行っております。

●地方公共団体等への融資額



コーポレート・ガバナンスの状況

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

当行は、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の最重要課題の一つととらえ、積極的に取り組んでおります。

当行は、企業使命として「地域の金融ニーズに応え、社会の発展に貢献します。」、経営方針として「企業倫理に徹し、健全な経営を行います。」、行動規範として「お客さまを大切にし、社会的責任を持った行動をします。」との経営理念のもと、株主、取引先、地域社会、従業員の各ステークホルダーにとって満足のいく業務運営を行うことが、企業価値を高めていくことに不可欠であると認識しております。

このために、公正かつ透明性のある経営基盤の確立をはかり、的確な意思決定、迅速な業務執行と適切な監視を行うとともに、法令等遵守態勢を強化し社会的責任を果たしていくことをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

会社の機関の概要

取締役会

取締役会は、平成23年6月29日現在9名で構成されております。原則として月1回開催され、法令または定款で定められた事項やその他業務執行に関する重要事項の決定のほか、業務執行の状況の報告等を行っております。また、監査役5名が出席し必要な意見を述べております。当行では社外取締役は選任しておりません。

なお、当行の取締役は15名以内とする旨を定款で定めております。また、当行は、その選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないとする旨を定款で定めております。

常務会

常務会は、迅速な意思決定のために設置され、平成23年6月29日現在、頭取、専務取締役、常務取締役3名の役付役員で構成されております。原則として月2回開催され、取締役会で定めた基本方針や常務会規程に基き、取締役会の委嘱を受けた事項等を審議・決定しております。

執行役員

経営の効率化や組織の活性化をはかるため、執行役員制度を導入しております。

監査役会

当行は、監査役制度を採用しており、監査役会は、平成23年6月29日現在5名で構成され、原則として月1回開催されています。監査役のうち社外監査役は3名であります。社外監査役のうち田中章夫氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

監査役は監査役会で決定された監査方針、監査計画に基き、監査に関する重要事項等の報告や協議、決議を行っております。常勤監査役は、取締役会及び常務会、重要会議へ出席し、法令等遵守や重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握しているほか、会計監査の立会いをはじめ会計監査人と積極的に情報交換や意見交換を行うなど緊密な連携を保っております。また、内部監査部門である監査部とも営業店臨店の立会いの

ほか、内部監査・各リスク管理の状況及び結果について報告を求めるなど緊密な連携を保ち、適正な監査実施に努めております。社外監査役は取締役会、合同会議、全店支店長会等の重要会議に出席するとともに監査役会において常勤監査役から監査結果や業務全般の状況について報告を受け監査を行っております。また、役付役員との意見交換会をはじめ前記諸会議の席上においても意見表明がなされ、業務運営に反映されるとともに、会計監査人との意見交換会も定期的に実施し、連携を深めております。

当行は社外監査役3名との間に、会社法第427条第1項の責任を限定する契約を締結し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。当行と社外監査役3名との間には特別の利害関係はありません。

当行では、独立性と専門性の高さを重視し社外監査役を選任することとしております。当行の社外監査役は、毎月開催される監査役会及び取締役会に出席し、弁護士・公認会計士としてのそれぞれの専門的見地から必要に応じ意見を述べております。当行は社外取締役を選任しておりませんが、社外監査役により、社外のチェックという観点での経営監視機能の客觀性及び中立性は確保されていることから現在の体制を採用しております。

なお、平成23年6月29日現在、社外監査役のうち2名を、経営者や特定の株主等から独立した立場にあり一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、東京証券取引所及び大阪証券取引所に対し独立役員として届出ております。

内部監査部門

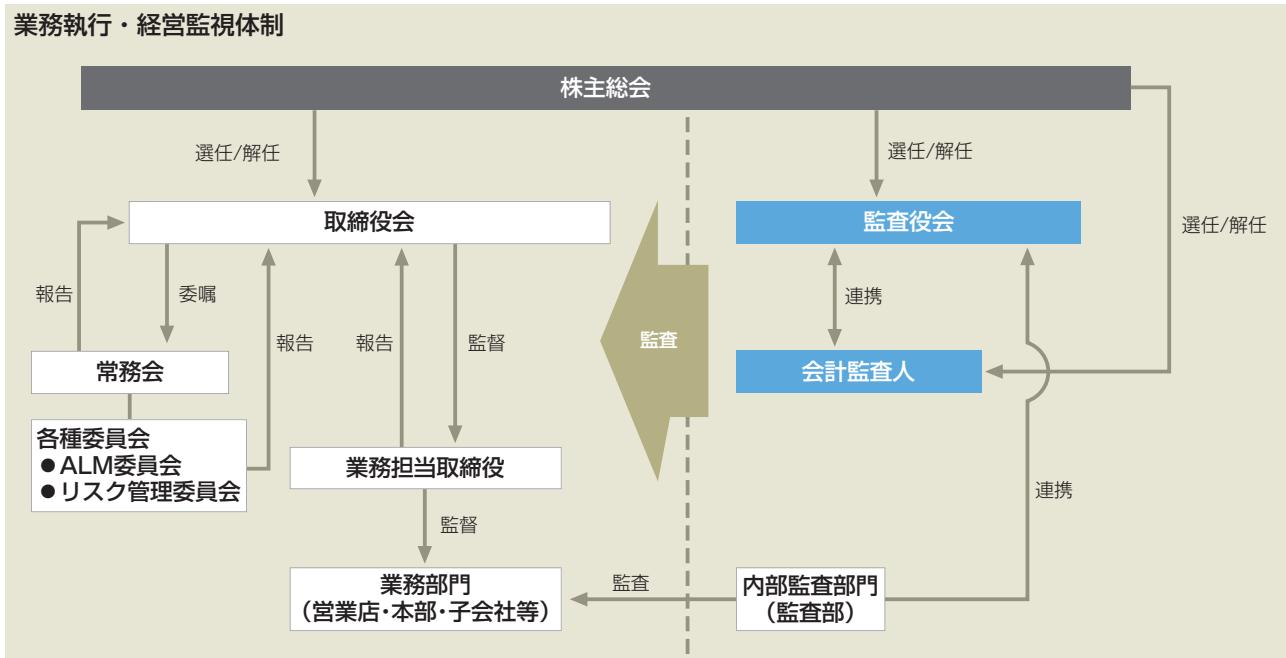
独立部署である監査部(平成23年3月末現在23名)は、本部、営業店及び子会社等の内部監査を実施し、それらの内部管理態勢(リスク管理態勢を含む)の有効性・適切性の検証を実施しております。

会計監査人

当行は、会計監査人として新日本有限責任監査法人を選任しております。当行の会計監査の業務を執行した公認会計士は、荒井憲一郎氏及び山田修氏の2名です。会計監査の業務に係る補助者は公認会計士8名、その他14名であります。

●当行の意思決定、執行、監督に係る経営管理組織及び内部統制システムの整備の状況

業務執行・経営監視体制



内部統制システムの整備状況

当行は、内部統制に関する体制構築として、取締役会、常務会のほかリスク管理委員会及びALM委員会を設置し、コンプライアンス体制、リスク管理・運営体制等について組織横断的に協議を行う体制としております。

これらの体制が有効に機能しているかの検証は、業務部門から独立した頭取直轄の内部監査部門を設置し、営業店・本部・子会社等における業務執行状況についてプロセスチェックを実施しております。

コンプライアンス体制については、業務の健全かつ適切な運営を行うべく、年度毎に取締役会が「コンプライアンス・プログラム」を決定しております。組織的には、総合管理部コンプライアンス室が統括し、各部店室にコンプライアンス責任者・担当者を配置しております。また、全従業者に対して「コンプライアンス・マニュアル」を配布し、コンプライアンス重視の組織風土醸成・定着に努めております。

リスク管理体制については、取締役会で統合的リス

ク管理方針及び各リスク管理方針を制定し、取締役及び取締役会等の役割・責任、内部規定・組織体制の整備、評価・改善活動に関する方針を定めております。組織的には、リスクカテゴリー毎に担当部署を定めるとともに、当行全体のリスクを統合的に管理する部門として総合管理部を設置しております。

情報管理については、文書保存規定により各種情報の記録方法や保存年数等を定め、体制を整備しております。

当行グループ企業については、子会社等管理規定を定め、運営の基本を自主独立精神と緊密な連携とすることを明記するとともに、子会社・関連会社も制度の対象に含めた内部通報制度規定を定めるなど内部統制に関する体制を整備しております。

また、内部統制報告制度に対応するための規定を定め、財務報告の信頼性を確保するための体制を整備しております。

〈各種委員会の概要〉

ALM委員会

当行は、資産・負債に係る収益とリスクの統合的な管理を行い、安定的な収益の確保を図ることを目的としてALM委員会を設置しております。

ALM委員会は頭取を委員長とし、原則として月1回開催され、収益管理に関する事項、金利運営に関する事項及びリスク資本配賦運営等に関する事項について審議を行い、審議結果につきましては、取締役会へ報告する体制としております。

リスク管理委員会

当行は、業務全てにわたる法令等遵守、顧客保護等及び各種リスク管理に関する状況を把握した上で、適切な内部管理態勢の整備・確立を図ることを目的としてリスク管理委員会を設置しております。

リスク管理委員会は頭取を委員長とし、原則として月1回開催され、法令等遵守、顧客保護管理及び各種リスク管理についての実効性評価等について審議を行い、審議結果につきましては、取締役会へ報告する体制としております。

金融円滑化への対応

当行では、お客さまに対する金融仲介機能の発揮は、地域金融機関である当行の最も重要な役割の一つであり、地域経済の安定と発展に繋がるものであると考えております。金融円滑化法の趣旨に則り、金融円滑化管理方針を定め、より積極的に金融円滑化を推進してまいります。依然厳しい経済情勢のもと、改善に向けた努力を続けているお客さまや、「東日本大震災」の影響を受けたお客さまには、以下のとおり取り組んでおります。

金融円滑化管理方針

【基本姿勢】

お客さまに対する金融仲介機能の発揮は、地域金融機関である当行の最も重要な役割の一つであり、地域経済の安定と発展に繋がるものであると考えます。

金融円滑化法の趣旨に則り、金融円滑化管理方針を定め、より積極的に金融円滑化を推進するために取り組みます。

1. 返済に関するご相談・経営支援

- (1) 中小企業、個人事業主及び住宅資金借入をご利用のお客さまからの貸付条件の変更等のご相談・お申し込みに真摯かつ迅速、適切に対応いたします。
- (2) お客さまの事業の特性や実情を十分に理解し、事業の発展、改善、再生の可能性等を勘案して、適切に新規融資や貸付条件の変更等の審査を行います。
- (3) お客さまの事業の特性や実情を十分に理解し、経営実態に応じた経営相談・経営指導及びお客さまの経営改善に向けた取り組みへの適切な支援に努めます。

2. 顧客保護・顧客説明

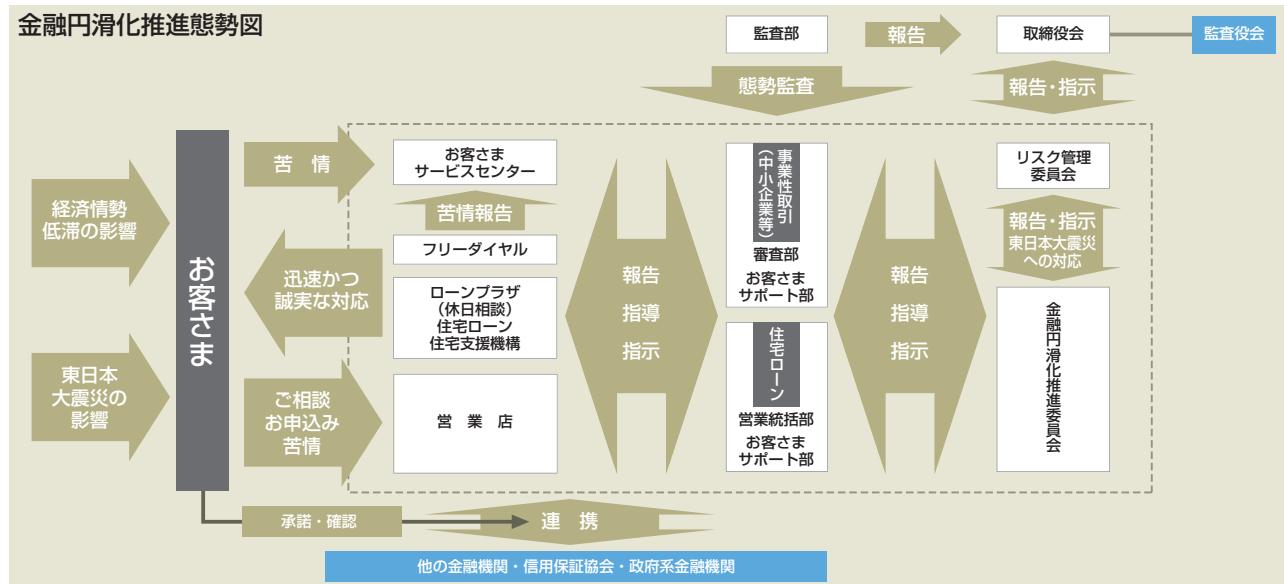
- (1) お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等のご相談・お申し込みに対して、お客さまの理解と納得を得られるよう適切かつ十分な説明を行います。
また、新規融資や貸付条件の変更等のお申し込みをお断りする場合には、お断りする理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明いたします。
- (2) お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等に係るお問合せ、ご相談、ご要望及び苦情には、迅速かつ誠実に対応いたします。

3. 他の金融機関との連携・協力

- (1) 中小企業、個人事業主のお客さまからの依頼による事業再生ADR手続(注)の実施依頼の確認に迅速に対応するよう努めます。
- (2) 企業再生支援機構からの債権買取申込等の要請に適切に対応いたします。また、同意の求めがあった事業再生計画に基づく貸付条件の変更等に対して可能な限り協力いたします。
- (3) お客さまの同意を得たうえで、上記に関して必要となる、他の金融機関や政府系金融機関、信用保証協会、中小企業再生支援協議会等との緊密な連携を図ります。
- (4) 住宅資金借入をご利用のお客さまからの貸付条件の変更等のお申し込みに対して、必要な場合、お客さまの同意を得たうえで、他の金融機関、住宅金融支援機構等と緊密な連携を図ります。

(注) 民間の第三者機関が債権者間の調整役となり再建計画をまとめる制度で、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置」第2条第26項に規定する特定認証紛争解決手続をいいます。

金融円滑化推進態勢図



●休日相談窓口

電話番号	フリーダイヤル 0120-45-9659
受付時間	年末年始を除く毎日曜日の午前10時から午後3時

●ご相談専用フリーダイヤル

電話番号	フリーダイヤル 0120-45-9659
受付時間	平日 午前9時から午後5時 休日 年末年始を除く 毎日曜日の午前10時から午後3時

●苦情専用窓口

電話番号	088-823-2111
受付時間	月曜日から金曜日の午前9時から午後5時(銀行休業日を除く)

法令等遵守(コンプライアンス)態勢

法令等遵守に関する基本方針

当行ではコンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、全行的なコンプライアンス体制を構築し、法令及び行内諸規定等を遵守した業務遂行ならびに社会規範を踏まえた誠実かつ公正な企業活動の実践に取り組んでおります。

コンプライアンス態勢

コンプライアンス統括部門として「総合管理部(コンプライアンス室)」を置き、関係各部と連携し、日常業務におけるコンプライアンス状況の調査・分析、対応策をリスク管理委員会へ諮問する他、コンプライアンス全般の企画、実行推進や啓蒙活動を行っております。また、各部店室には、コンプライアンス責任者及び担当者を配置し、コンプライアンスの実践・浸透を図っております。

■リスク管理委員会

頭取を委員長とし、業務の全てにわたる法令等遵守・顧客保護等及び各種リスク管理に関する状況を把握

した上で、適切な内部管理態勢の整備・確立を図るための審議を行っております。また、リスク管理委員会の審議結果は取締役会へ報告しております。

■対策部会(リスク管理委員会の下部組織)

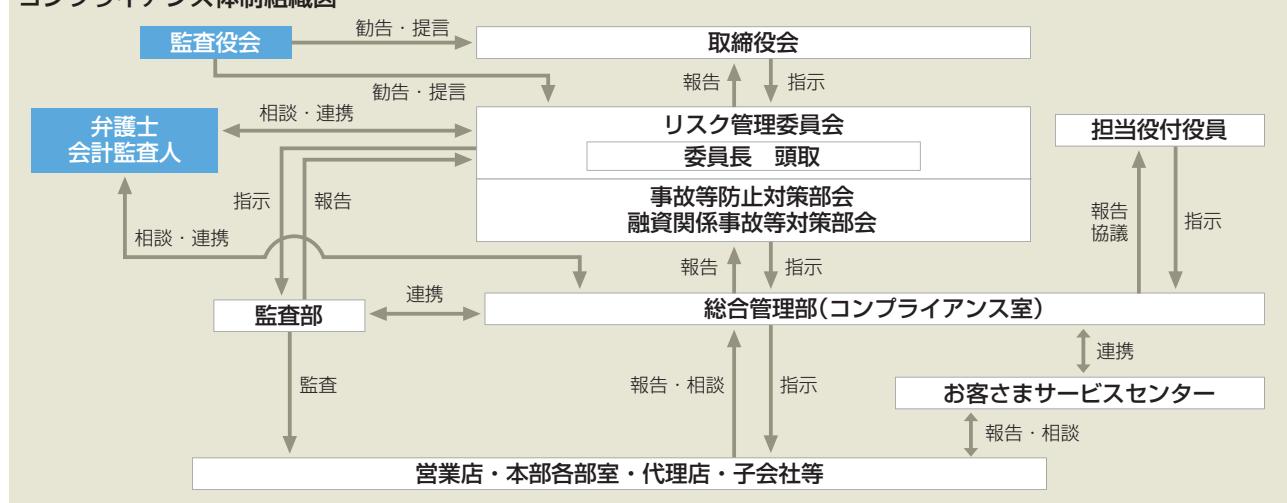
法令等違反、融資事故に関する事案については、リスク管理委員会の下に設けられた「事故等防止対策部会」とび「融資関係事故等対策部会」がその問題点や原因を究明し、再発防止策、処分案等を検討し、リスク管理委員会に諮問しております。

■具体的な取り組み

当行では、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定しています。また、コンプライアンスへの取り組みを徹底するために、コンプライアンスの基本方針や守るべきルール等をまとめた「コンプライアンスマニュアル」を全役職員に配布しております。

コンプライアンス勉強会の毎月実施のほか、行内の研修ではコンプライアンスのカリキュラムを組み込むなど、コンプライアンス意識の醸成に積極的に取り組んでおります。

コンプライアンス体制組織図



反社会的勢力との関係遮断のための基本方針

当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては常に毅然とした態度で臨み、決して妥協しないことを基本姿勢とし、以下の方針を定めています。

〈基本方針〉

1. 反社会的勢力との取引は一切排除する。
2. 反社会的勢力からの不当な要求には決して応じない。
3. 反社会的勢力に対しては組織一体となって対応する。
4. 反社会的勢力に対しては、状況に応じて、警察等の外部機関と連携し対応する。
5. 反社会的勢力に対しては、民事・刑事の法的対応も辞さない毅然とした対応を行う。

法令等遵守(コンプライアンス)態勢

顧客保護等管理に関する基本的な考え方

顧客保護等管理とは、当行をご利用いただくお客さまの保護ならびに利便性の向上の観点から、「お客さまに対する適切かつ十分な説明」「相談・苦情等への適切な対応」「顧客情報の適切な管理」「外部委託業務における顧客情報やお客さまへの適切な対応と委託業務の的確な遂行」「お客さまの利益を不当に害することのないよう適正な業務の遂行」等をいいます。

このため、当行では、顧客保護等管理態勢を整備・確立することは、当行の業務の健全性及び適切性の確保のために重要であるとの認識に基づき、「顧客保護等管理方針」「等の行内規定・マニュアルを整備するとともに、以下のとおり「金融商品販売に係る勧誘方針」「個人情報保護宣言」「利益相反管理方針の概要」等を公表しております。

金融商品販売に係る勧誘方針

当行は、次の5項目を遵守し、お客さまに対して金融商品の適正な勧誘を行います。

1. 私たちは、お客さまの知識、経験及び財産の状況、取引の目的に照らし、適切な勧誘を行います。
2. 私たちは、お客さまご自身の判断で取引の契約を選択していただくため、取引の仕組みの重要な部分やリスク内容などを説明し、重要な事項を十分理解していただくよう努めます。
3. 私たちは、不確実な事項について断定的判断を提供したり、確實であると誤認させるおそれのあることを告げる行為は行いません。
4. 私たちは、お客さまにとって不都合な時間帯やお客さまに迷惑な場所などで勧誘を行いません。また、執拗な勧誘や不快感を与えるような勧誘は行いません。
5. 私たちは、お客さまに対し適正な勧誘及び、販売後の継続的な情報提供を行えるよう、行内体制の整備や商品知識の習得に努めます。

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当行は、お客さまの個人情報並びに当行の業務運営等に関連して取得する個人情報の適切な保護と利用を図るため、以下の基本方針を宣言いたします。

1. 法令等の遵守

個人情報の取扱いに関し、個人情報保護に関する法令及び業界ガイドライン等の規範を遵守いたします。

2. 取得および利用目的の通知・公表

個人情報は適正な手段で取得します。また、利用目的については、法令により例外として扱われる場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知または公表いたします。

3. 個人情報の取得元

当行では、例えば、以下のような情報源から個人情報を取得することがあります。

- ・預金口座の新規申込書など、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等により直接提供される場合
- ・各地手形交換所等の共同利用者や個人信用機関の第三者から、個人情報が提供される場合

4. 利用目的の限定

- (1)個人情報の利用目的をできる限り特定します。また、ご本人にとって、利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、例えば、各種アンケート等への回答に際しては、アンケートの集計のために利用するなど取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
- (2)あらかじめご本人の同意がある場合、法令に基づく場合等を除き、特定された利用目的の範囲を超えて、個人情報を取扱いません。
- (3)ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクトマーケティングで個人情報を利用することについて、ご本人より中止のお申出があった場合は、当該目的での利用を中止します。

5. 第三者提供の制限

法令により例外として扱われる場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者へ提供いたしません。

6. 委託

当行では、例えば、以下のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っております。

- (委託する事務の例)
- ・取引明細通知書発送に関わる業務
 - ・ダイレクトメールの発送に関わる事務
 - ・外国為替等の対外取引関係業務
 - ・情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 安全管理措置の整備

取得した個人情報を適切に管理するため、組織的・人的・技術的な安全管理措置を講じ、個人情報への不正アクセスや個人情報の漏洩・滅失・き損等の発生防止に努めます。また、万一発生した場合には、速やかに是正措置を講じます。

8. 繼続的な改善

社会情勢・環境の変化を踏まえて本ポリシーを適宜見直し、お客さまの個人情報の取扱いについて継続的に改善を図ってまいります。

9. 開示等への対応

ご本人の個人情報について、法令等に基づく開示・訂正・利用停止等の申し出に対して速やかに対応いたします。

10. ご質問・苦情等の問合せ

個人情報の取扱いに対するご質問・苦情等を受けた場合は、その内容について調査するとともに、速やかに対応いたします。

利益相反管理方針の概要

四国銀行(以下「当行」といいます)は、当行もしくは当行のグループ会社とお客さまの間、または当行もしくは当行のグループ会社のお客さま相互間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令等および利益相反管理方針に則り、お客さまの利益を不当に害することのないよう適正に業務を遂行いたします。当行は、法令等に従い、当行の利益相反管理方針の概要をここに公表いたします。

1. 利益相反管理の対象取引と特定方法

「利益相反」とは、当行もしくは当行のグループ会社とお客さまの間、または当行もしくは当行のグループ会社のお客さま相互間において利益が相反する状況をいいます。

当行では、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引(以下「対象取引」といいます)として、お客さまの不利益のもと、当行または当行のグループ会社あるいは他のお客さまが利益を得ている状況が存在し、かつその状況がお客さまとの間の契約上または信義則上の地位に基づく義務に反している取引を管理いたします。

当行では、お客さまとの取引が対象取引に該当するか否かにつき、利益相反管理統括責任者が適切に特定いたします。

2. 対象取引の類型

対象取引に該当するか否かは、取引ごとの個別具体的な事情により決定いたしますが、以下の取引については、対象取引に該当する可能性がございます。

(1) 利害対立型

当行または当行グループ会社とお客さま、あるいはお客さま相互間の利害が対立する取引

(2) 競合取引型

当行または当行グループ会社とお客さま、あるいはお客さま相互間の利害が競合する取引

(3) 情報利用型

当行または当行グループ会社がお客さまとの関係を通じて取得したお客さまの情報をを利用して当行または当行グループ会社、あるいは当行または当行グループ会社の他のお客さまが利益を得る取引

3. 利益相反管理体制

適正な利益相反管理の遂行のため、当行に利益相反管理統括部署を設置し、当行グループ全体の情報を集約するとともに、対象取引の特定および管理を一元的に行います。対象取引の管理方法として、以下に掲げる方法その他の措置を適宜選択し組み合わせることにより、利益相反管理を行います。

また、これらの管理を適切に行うため、対象取引の特定や管理方法等に関する教育・研修を実施し、行内において周知・徹底いたします。

管理方法

- (1) 利益相反を発生させる可能性のある部門間の分離による情報遮断
- (2) 利益相反のおそれのある取引の一方または双方の取引条件または方法の変更
- (3) 利益相反のおそれのある取引の一方の取引中止
- (4) 利益相反のおそれがあることをお客さまへ開示またはお客さまからの同意取得
- (5) 前各項のほか適切と判断される方法

4. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となるのは、当行および以下に掲げる当行グループ会社です。

- ・四銀キャピタルリサーチ株式会社
- ・四銀総合リース株式会社
- ・四銀代理店株式会社

預金等の不正な払戻しへの対応

金融犯罪への取り組み

振り込め詐欺をはじめ、偽造・盜難カードや盜難通帳による不正引出し、インターネットバンキングへの不正アクセスなどによる金融犯罪に対して、四国銀行では以下のセキュリティ強化を図るとともに、被害防止のための各種の対策に取り組んでおります。

1. キャッシュカード

・ICキャッシュカード

偽造が難しく、スキミングなどによる不正使用防止に有効なICキャッシュカードを発行しています。

・ICキャッシュカード対応ATM

ICカード対応ATMは全店に設置、店舗外ATMについても順次、設置を進めております。

・キャッシュカードの暗証番号・利用限度額の変更

偽造・盜難キャッシュカードによる不正使用防止策として、当行ATMにおいて暗証番号の変更やキャッシュカードの1日あたり利用限度額の引下げができます。

・覗き見防止

ATMご利用の際、暗証番号等の覗き見を防止するため、ATMの操作画面に遮光フィルターや各コーナーの間仕切りや後方確認用ミラーを設置しております。

・偽造・盜難キャッシュカードによる不正引出し被害補償

不正引出し被害に遭われたお客さまに対しては、平成18年2月に施行された「預金者保護法」、また、盜難通帳やインターネットバンキングによる不正引出しは、「全国銀行協会の申し合わせ」に則り、被害補償をお受けしております。

なお、被害補償にあたっては、被害状況を個別に確認したうえで、可否の判断をさせていただいております。

2. 振り込め詐欺対策

・ATMで振込操作時の注意喚起の画面表示

当行ATMで「お振り込み」をされる場合は、振り込め詐欺の被害防止のため注意喚起の画面表示を行っております。

・異常な取引の検索システムによるモニタリング

振り込め詐欺等に不正利用されている口座のモニタリングを実施するとともに、判明した場合は、「犯罪収益移転防止法」や「振り込め詐欺救済法」に沿って、口座の取引停止を実施しております。

・振り込め詐欺被害分配金の支払

被害に遭われた方へ振込口座に残留している資金を「被害回復分配金」として被害者にお支払しております。

3. インターネットバンキングのセキュリティ強化

・ワンタイムパスワードの採用

個人インターネットバンキングの不正利用防止のため、ログインの都度パスワードが変更となるもので、お取引の安全性が高まります。

・「EV-SSLサーバ証明書」の導入

フィッシング詐欺等への防止策として、当行インターネットバンキング用のサイトの真正性を視覚により確認できる「EV-SSLサーバ証明書」を導入しております。

金融ADR制度への対応

金融ADR制度とは、金融分野における裁判外紛争解決制度(Alternative Dispute Resolution)のことです。解決までに長時間をする裁判等の代わりに、第三者機関のあっせん・調停・仲裁等により、迅速・簡便・柔軟にお客さまとの紛争解決を図る制度として平成22年10月1日にスタートいたしました。

お客さまからの「相談・苦情等」のお申出を受け付けた当行の役職員は、誠意を持ってお客さまのお話を聞きし、真摯な対応と十分なご説明を行い、可能な限りお客さまのご理解とご納得を得て早期の解決を目指します。お客さまが当行の対応にご納得いただけない場合には、苦情等の内容やお客さまのご要望等に応じ、適切な第三者機関をご紹介いたします。

本制度を利用することにより、解決までに長期間を要し、費用もかかる裁判等の手続きによらず、第三者機関等によるあっせん・調停・仲裁による解決を図ることが可能となります。

主な第三者機関

銀行取引に関するご相談は

全国銀行協会相談室

全国銀行協会相談室は、銀行に関するさまざまなお相談やご照会、銀行に対するご意見・苦情を受け付けるための窓口として、一般社団法人全国銀行協会が運営しています。ご相談・ご照会等は無料です。詳しくは一般社団法人全国銀行協会のホームページをご参照ください。

また、全国銀行協会相談室がお客さまからの苦情の申出を受け、原則として2ヶ月を経過してもトラブルが解決しない場合には、「あっせん委員会」をご利用いただけます。詳しくは全国銀行協会相談室にお尋ねください。

電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772

受付日：月～金曜(祝日及び銀行の休業日を除く)

受付時間：午前9時～午後5時

※一般社団法人全国銀行協会は銀行法及び農林中央金庫法上の指定紛争解決機関です。

信託業務に関するご相談は

信託協会信託相談所

信託相談所は、信託に関するご照会やご相談の窓口として、社団法人信託協会が運営しており、信託兼営金融機関や信託会社(信託銀行等)の信託業務等に対するご要望や苦情をお受けしております。信託相談所の

ご利用は無料です。詳しくは社団法人信託協会(信託相談所)のホームページをご参照ください。

また、信託銀行等の信託業務等についてお客さまからの苦情の申出を受け、原則として2ヶ月を経過してもトラブルが解決しない場合には、「あっせん委員会」をご利用いただけます。詳しくは信託協会信託相談所にお尋ねください。

電話番号：0120-817335 または 03-3241-7335

受付日：月～金曜(祝日及び銀行の休業日を除く)

受付時間：午前9時～午後5時15分

※社団法人信託協会は信託業法及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律上の指定紛争解決機関です。

登録金融機関業務(投資信託、公共債等)に関するご相談は 特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」

特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」は、日本証券業協会や社団法人投資信託協会等が設立した金融ADR機関として、投資信託・公共債等の勧誘等に関するお客さまのご相談や苦情を受け付けています。

詳しくは日本証券業協会のホームページをご参照ください。

電話番号：0120-64-5005

受付日：月～金曜(祝日及び年末年始を除く)

受付時間：午前9時～午後5時



リスク管理への取り組み

金融の自由化・国際化の進展、IT技術の進歩、金融技術の発達などにより、銀行業務におけるリスクは、より複雑化、多様化しております。このため、適切な収益実現のため相応のリスクテイクを行いつつリスクをいかに管理していくかが、銀行経営の安定性、健全性を維持していく上での重要な課題となっております。

リスク管理の体制

当行では、半期毎に取締役会で各リスク・カテゴリーにリスク資本を配賦し、当行全体のリスクを自己資本と対比して自己資本の充実度を評価する統合的リスク管理を行っております。また、信用リスク、市場リスクのリスク量をVaR法による共通の尺度で計測して評価する統合リスク管理を行っております。

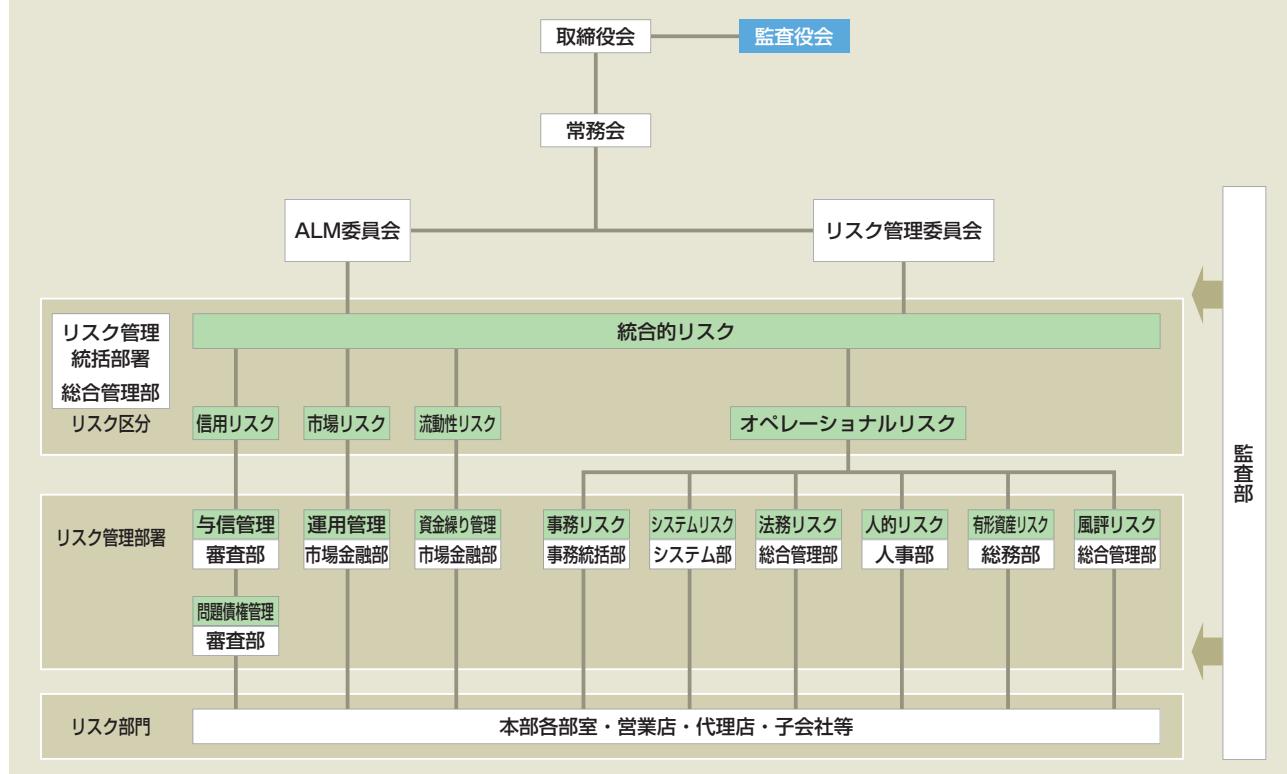
当行のリスク管理体制は、様々な業務から発生する各種リスクを各リスク管理部門が管理するとともに、独立したリスク管理統括部門を設置して、当行全体のリスクを統合的に管理する体制としております。

また、頭取を委員長として役付役員全員が参加するALM委員会及びリスク管理委員会を毎月開催し、各種リスクの分析・評価結果の報告及びリスクコントロール策・改善策の審議を行っております。

また、業務部門から独立した内部監査部門が、営業店・本部・子会社等のリスク管理体制の有効性を評価しております。



リスク管理体制図



リスク管理への取り組み

信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、当行が損失を被るリスクであります。

当行では、クレジット・ポリシーを与信業務の基本方針として制定し、与信判断、与信管理の基本的な考え方を定め、信用リスク管理の強化に取り組んでおります。

信用リスクを適切に管理するために、営業部門から独立した審査部門において、お取引先の財務状況、資金使途、返済財源、事業の将来性等を総合的に勘査した審査を行っております。一定の基準額を超える貸出を行っているお取引先については、定期的に常務会に事業実態等を報告し、信用リスクの状況について評価・分析を行い、与信集中リスクを適正に管理する態勢としております。また、審査部に経営支援室を設置し、お客さまサポート部のソリューション推進グループと連携して、お取引先の経営相談・経営指導及び経営改善支援を行い、事業改善・再生に積極的に取り組んでおります。

信用リスク管理部門は、業種別・格付別・地域別の信用リスク量の状況や特定のお取引先またはグループへの与信集中の状況等を定期的に分析・評価し、結果をALM委員会に報告して信用リスク管理に関する審議を行っております。

格付・自己査定については、監査部内に資産監査グループを設置し、一次、二次査定部署における格付・自己査定結果の監査を実施、償却・引当についても妥当性・適切性を監査するとともに、会計監査人による監査を受けております。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む)の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

当行の市場リスク運営は、管理可能な一定のリスクを引受けで安定的な収益を確保するとともに、資産の健全性を向上させることを基本スタンスしております。

市場リスク管理体制は、市場取引を執行するフロント・オフィス、市場取引に関する事務管理を行うバック・オフィス、市場リスク管理を統括する統括ミドル・オフィスを分離して設置し、牽制機能が有効に働く体制としております。

当行では、市場リスクの顕在化による損失拡大を

防止するため、各部門の取り扱う業務、リスク・カテゴリー及び投資対象ごとに厳格な限度枠を設定し、日次で遵守状況のモニタリングを実施しております。

市場リスク管理統括部門は、当行が直面するリスクの規模・特性を踏まえて管理対象とするリスクを特定して市場リスクの計測・分析・評価を行っております。市場リスクの状況、限度枠の遵守状況、市場の大幅な変動を想定したストレス・テスト等の評価結果をALM委員会に報告し、資産・負債戦略及び市場リスクのコントロール策について審議を行っております。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)をいいます。

当行では、資金繰りに支障をきたせば、場合によっては経営破綻に直結し、システムリスクが顕在化することを認識し、当行の資産・負債及び自己資本の状況を踏まえた適切な資金繰り運営を実施しております。また、市場流動性の状況を適切に把握し、商品毎の流動性を勘査した運用に努めております。

流動性リスク管理体制は、資金繰り運営を行う資金繰り管理部門と流動性リスク管理部門を分離して、牽制機能が有効に働く体制としております。

流動性リスク管理部門では、資産運用の内容・調達状況に応じた限度枠を設定して管理し、また流動性リスクの分析・評価結果をALM委員会に報告し、資産・負債の運営管理について審議を行っております。

また、資金繰りの逼迫度に応じた流動性危機時の対応策を策定し、対応策に基づく想定訓練等を実施しております。



オペレーション・リスク管理

オペレーション・リスクとは、業務の過程・役職員の活動もしくは、システムが不適切であること、また、外生的な事象により損失を被るリスクの総称です。当行では、オペレーション・リスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクに区分し、各々の管理部門を定めて管理とともに総合的な管理部門を設置し、各オペレーション・リスク管理部門に対する牽制機能及び全体を俯瞰的に見てチェック・把握する機能が発揮される態勢を整備しております。リスク区分ごとの管理については、以下の通りとしております。

●事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠り、あるいは事故・不正を起すことにより損失を被るリスクをいいます。

当行では、全ての業務に事務リスクが存在していることを認識し、事務リスクの軽減、事務品質の向上及び事故・不正等の発生防止を図っております。

具体的には、営業店において事務処理が適正に行われるよう事務指導及び研修を行い、また、内部監査部門の監査結果を活用して、各業務部門及び営業店の事務水準の向上を図っています。さらに、定期的または必要に応じて、事務リスクの管理状況に関する報告・調査結果を踏まえ、事務リスク管理態勢の実効性を検証し、適時に事務リスク管理規定、事務取扱規定、組織体制等を見直し、改善に努めております。

●システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動、コンピュータの不正使用、顧客データの漏洩などにより、損失を被るリスクをいいます。

当行では、リスク回避をシステムリスク管理の基本とし、コンピュータシステム障害の発生を未然に防止するとともに、発生時の影響を極小化し、早期の回復を図るための安全対策を講じております。

具体的には、コンピュータシステムの運営にあたっては、各種規定・基準・マニュアル等を制定し、これらに即した運営を行うとともに、コンピュータセンターでは、設備機器の二重化や防火対策、防水対策、地震対策等に関する管理基準を制定するなど、各種防災対策を実施しております。

特にコンピュータの基幹システムは、平成23年1月に大規模自然災害等に備えて千葉県及び大阪府の2センターでバックアップ体制をとる、株式会社NTTデータ運営の「地銀共同センター」に移行し、システムの安定稼動に万全を期しております。

●法務リスク管理

法務リスクとは、法令・規則・制度や契約等への対応が行われないこと、不適切な契約を締結すること、

その他法的原因により損失・損害(監督上の措置並びに和解等により生じる罰金、違約金及び損害賠償金を含む)を被るリスクをいいます。

当行では、業務を遂行する上で検討すべき法務リスクを的確に把握・管理をするとともに、コンプライアンス統括部門及び必要に応じて弁護士のリーガル・チェックを行うことにより、損失の未然防止・極小化に努めしております。

●人的リスク管理

人的リスクとは、不適切な就労状況・労働環境、人事運営上の不公平・不公正、差別的行為などにより、損失・損害を被るリスクをいいます。

当行では、適切な就労状況・労働環境を維持するとともに多面的な角度から人事管理を行うことにより、損失の未然防止・極小化に努めております。

●有形資産リスク管理

有形資産リスクとは、災害その他の事象により有形資産(動産、不動産、設備、備品等)の毀損や被害を被るリスクをいいます。

当行では、有形資産の状況について適切に把握するとともに、災害等については対応策を策定することにより、被害の最小化に取り組んでおります。

また、「危機管理計画(業務継続計画)」及び「危機時対応マニュアル」を策定して、緊急時には適切に対応できる体制としております。

●風評リスク管理

風評リスクとは、当行の評判の悪化や風説の流布等により、当行の信用が低下することによって生じる損失・損害などのリスクをいいます。

当行では、情報開示など経営の透明性を高めることに積極的に取り組むとともに、風評リスクのモニタリングを行うことで、風評リスク顕在化の未然防止に努めしております。

また、万が一発生した場合の対応マニュアルを策定して、緊急時には適切に対応できる体制としております。

地域の皆さまと四国銀行

地域密着型金融の推進

当行は、「地域密着型金融推進計画」を策定し、ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化、事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底、地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献、の3つの視点から地域密着型金融を推進しております。

重点項目とその特徴

ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化

- ◆創業・新事業支援への取り組み
- ◆成長基盤強化支援への取り組み
- ◆事業承継サポートへの取り組み
- ◆事業再生に向けた取り組み

事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

- ◆不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資への取り組み
- ◆中小企業に適した資金供給手法の徹底

地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

- ◆高知県産業振興計画との連携強化
- ◆「食」の商談会開催によるお客様の販路拡大支援
- ◆地域の活性化につながる多様な活動

数値目標に対する平成22年度の実績

1. 要注意債権等の健全債権化

要注意債権等の健全債権化	計画	実績
	50件	20件

(注)年度を通じた当行主導の経営改善支援により健全債権化した件数を記載しております。

2. 経営相談受付件数

	計画	実績
1. 経営相談受付件数		
医療	150件	199件
アグリビジネス	70件	84件
製造業	100件	107件
合計	320件	390件
2. 業務斡旋受付件数	250件	338件
3. M&A・事業承継受付件数	50件	135件
4. 高知県産業振興計画支援件数	20件	21件

平成22年度の地域密着型金融の推進実績(主要計数)

1. 創業・新事業支援

	件数	金額
創業・新事業支援融資	39件	200百万円

2. 成長基盤強化支援

	件数	金額
成長分野応援融資	73件	10,400百万円

3. 事業再生

	件数	金額
中小企業再生支援協議会の活用(再生計画策定先)	9件	2,935百万円
〈メイン行としての案件持込み等〉	5件	2,419百万円
RCCの活用(支援決定先)	1件	470百万円
〈メイン行としての案件持込み等〉	0件	0百万円
金融機関独自の再生計画策定先	170件	30,230百万円
〈メイン行としての再生計画策定等〉	116件	22,685百万円

地域密着型金融に係る具体的な取り組み

①ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化

創業・新事業支援への取り組み

地場産業の支援を目的として、お客さまサポート部に設置した『事業性取引推進グループ』を、平成23年2月に4名増員し、『ソリューション推進グループ』として、組織強化を図りました。

同グループには、製造業、医療、農業、林業の業種別支援担当者を配置し、お客さまの経営相談、新規開業や販路開拓のサポートなどに取り組んでおります。

また、各種セミナーの開催により、お客さまの業務に活かすことのできる情報の発信を行っております。

取り組み内容

- 平成22年7月、9月に高知県内4カ所で、新分野への進出を目指す建設業のお客さまに向けた情報提供を目的に、高知県と共に「建設業新分野進出支援説明会・新分野進出セミナー」を開催しました。
- 平成22年12月に製造業のお客さまに向けた情報提供を目的に、(社)高知県工業会と共に「ものづくりセミナー」を開催しました。講師にトヨタグループで要職を歴任された後、(株)カイゼンマイスターを設立して中小企業の現場改善に取り組まれている小森治(こもり おさむ)先生をお招きして、「中堅・中小企業のカイゼン活動」をテーマに講演を行っていただきました。
- また、今回初めて現場研修会も開催し、参加企業と講師が現場視察をした上で、現場改善に関する意見交換を実施しました。



成長基盤強化支援への取り組み

当行では、地域活性化のためには、地域金融機関として地域が持つ潜在能力の引き上げに貢献することが責務であると考え、成長分野の育成や、成長段階における更なる飛躍の見込まれる企業のお客さまを重点的に支援しています。

取り組み内容

- 平成22年7月より、「2010未来へのセンタク」成長基盤投融資プログラムを決定し、独自に7分野を成長分野として指定。該当分野に対する融資を「成長分野応援融資」として積極的に取り組んでいます。



当行が指定した成長7分野
食品 素材 環境 健康・福祉 アジアを中心とする海外進出
社会インフラ整備・防災対策事業 事業再編・新市場進出

事業承継サポートへの取り組み

経営者の高齢化等により、中堅・中小企業の事業承継問題が深刻化しており、地域金融機関として積極的に対応していくことが年々重要になっています。当行ではセミナー開催等により情報提供を行うとともに、お客さまの顧問税理士や、当行の外部提携先と連携しながら、お客さまの状況に合わせたサポートを行っております。

取り組み内容

- 平成22年度は、135件の事業承継・M&Aのご相談に対応いたしました。お客さまの顧問税理士、弁護士、司法書士といった専門家や、M&A業務の提携先である(株)日本M&Aセンター、大阪中小企業投資育成(株)、生産性本部等の外部機関と適宜連携し、状況にあったサポートをいたしました。
- 平成22年11月、中小企業基盤整備機構四国支部の後援により、「事業承継・M&Aセミナー」を開催。中小機構事業承継コーディネーターによる事業承継のポイント説明の他、M&Aによる事業譲渡を実際に経験された社長様からの体験談発表、(株)日本M&AセンターからM&Aの活用法について情報提供を行いました。



地域の皆さまと四国銀行

経営改善支援等の取り組み

審査部に設置した『再生支援室』を、平成23年2月に4名増員し、『経営支援室』とするなど、一層の支援体制の強化を図りつつ、お客さまの経営改善支援に積極的に取り組んでおります。

経営改善支援等の取り組み実績(平成22年4月～平成23年3月)

(単位：先数)

	期初債務者数 A	うち 経営改善支援 取り組み先 α	α のうち期末に債 務者区分がランク アップした先数 β	α のうち期末に債 務者区分が変化し なかった先 γ	α のうち再生計画 を策定した先数 δ	経営改善支援 取り組み率 $=\alpha/A$	ランクアップ率 $=\beta/\alpha$	再生計画策定率 $=\delta/\alpha$
正常先 ①	9,673	2		1	1	0.0%		50.0%
要注 意先 うちその他要注意先 ②	2,862	167	15	132	112	5.8%	9.0%	67.1%
うち要管理先 ③	31	1	1	0	1	3.2%	100.0%	100.0%
破綻懸念先 ④	468	24	8	12	11	5.1%	33.3%	45.8%
実質破綻先 ⑤	139	0	0	0	0	—	—	—
破綻先 ⑥	61	0	0	0	0	—	—	—
小計(②～⑥の計)	3,561	192	24	144	124	5.4%	12.5%	64.6%
合計	13,234	194	24	145	125	1.5%	12.4%	64.4%

(注)・期初債務者数及び債務者区分は平成22年4月当初時点での整理。

- ・債務者数、経営改善支援取り組み先は、取引先企業(個人事業主を含む)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。
- ・ β には、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載。但し、金融検査マニュアル別冊中小企業編の改定に伴うランクアップを含めており、リリース本文と先数は一致しない。
なお、経営改善支援取り組み先で期中に完済した債務者は α に含めるものの β に含めない。
- ・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合は β に含める。
- ・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取り組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理すること。
- ・期中に新たに取り組みを開始した取引先については本表に含めない。
- ・ γ には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。
- ・みなし正常先については正常先の債務者数に計上。
- ・「再生計画を策定した先数 δ 」=「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」+「RCCの支援決定先」+「金融機関独自の再生計画策定先」

経営改善支援取り組み率▶5.4%

ランクアップ率▶12.5%

再生計画策定率▶64.6%

事業再生に向けた取り組み

お客さまと事業再生に向けた認識を共有し、再生のための計画策定に営業店だけでなく本部も直接関与する態勢として、銀行全体で取り組みを行っております。また、中小企業再生支援協議会との連携を強めて事業再生に取り組むとともに、地域再生ファンドを活用した取り組みも行っております。

取り組み内容

・中小企業再生支援協議会との連携

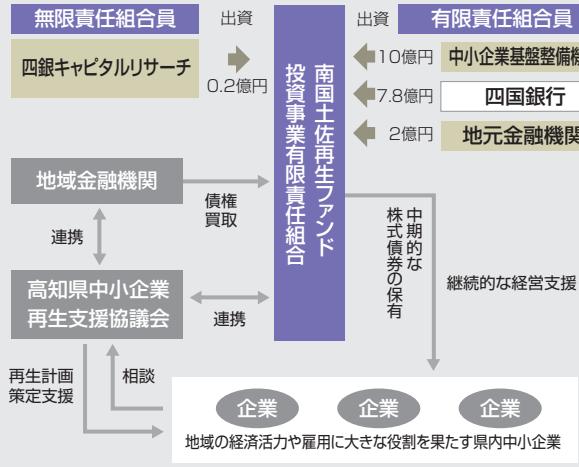
早期事業再生の核として積極的な活用を推進し、平成15年4月より8年間で80先の案件を持込み、四国地区での第1号案件として認定をされるなど、現状では37先の支援が決定しております。

・南国土佐再生ファンド投資事業有限責任組合

経営不振にある中小企業・事業者の方々からの債権の買い取りや、経営健全化のサポートなどを通じ、支援・再生を図る目的で平成17年3月に設立しました。

高知県中小企業再生支援協議会と連携して、これまでに当該ファンドを活用し4先の事業再生に取り組みました。

南国土佐再生ファンドの概要



項目	内容	具体的な内容等
運営主体	四銀キャピタルリサーチ	四銀キャピタルリサーチが投資先の選定、ファンドの運営・管理、投資企業に対するモニタリング等を行う。
運用期間	7年間 (最長3年の延長あり)	投資期間は3年、回収期間4年。 (延長3年あり)
投資対象先	高知県内の 経営不振企業	高知県中小企業再生支援協議会の 支援認定と推薦がある企業。
投資金額	1社あたり 上限4億円	ケースにより4億円超の投資も可能。
投資形態	主に金銭債権の 買取	投資先の過重債務を買取り、債権放棄等の支援実施により、事業の再生を図り、健全企業へのサポートを行う。

②事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資への取り組み

流動資産を担保としたABL

主な取り組み内容

- 不動産担保に依存することなく、お客様の資金調達を多様化する観点から、各県の信用保証協会の制度を活用した取り組みを積極的に行っております。

期間	実行件数	実行金額
平成22年4月～平成23年3月	176件	4,304百万円

絆の森エコローン

取り組み内容

- 環境に配慮した事業活動を行っている企業の運転資金や、環境関連投資に関する設備資金について、融資金利を当行所定金利より優遇する融資制度です。
環境省の「環境配慮型設備投資促進利子補給金交付事業」の取扱金融機関に選定されたことを受け、対応する制度として「絆の森エコローン利子補給活用プラン」を平成23年12月まで取り扱いしています。



期間	実行件数	実行金額
平成22年4月～平成23年3月	1件	50百万円

絆の森エコ債

取り組み内容

- 「環境に配慮した社会的責任を果たす企業」に対して、その取り組みを適切に評価し、インセンティブとして通常より有利な条件(適債基準の緩和、クーポン・手数料優遇)を付した私募債を提供しています。平成22年9月より発行の記念として、間伐材を使用したオリジナル時計をお渡ししています。



期間	実行件数	実行金額
平成22年4月～平成23年3月	3件	600百万円

中小企業に適した資金供給手法の徹底

四国ベンチャー育成第2号投資事業有限責任組合(2号ベンチャーファンド)の投資先の発掘に努めているほか、地域中小企業応援ファンドへの積極的な取り組みを行っております。

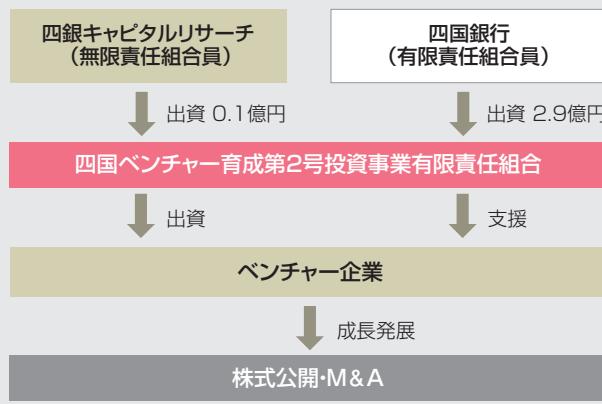
ベンチャーファンドの運営

取り組み内容

- 四国ベンチャー育成第1号投資事業有限責任組合
平成16年2月に出資額3億円で設立し、現在までに9社、2億26百万円の投資を行っております。

- 四国ベンチャー育成第2号投資事業有限責任組合
平成19年3月に出資額3億円で設立し、現在までに5社、93百万円の投資を行っております。

概要



項目	内容	具体的な内容等
出資額	3億円	四国銀行 2.9億円 四銀キャピタルリサーチ 0.1億円
運営主体	四銀キャピタルリサーチ	四銀キャピタルリサーチが投資先の選定、ファンドの管理・運営、投資企業に対するコンサルティング等を行う。
組合存続期間	10年間	期間は10年間とし、枠が埋まれば新規ファンドの設立を検討する。
投資対象	四国地域中心 成長見込企業	四国を中心とした四国銀行営業エリアにおいて、新技術・新商品・新サービス等を事業化し、将来性・成長性が期待される中小企業を対象とする。
投資金額	1社あたり 上限5千万円	原則として1社あたり5千万円以内かつ 資本金の50%以内。

地域の皆さまと四国銀行

③ 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

高知県産業振興計画との連携強化

高知県の活性化、地域経済の発展を目的として、高知県が策定した「高知県産業振興計画」については、これまで、観光への協力、環境への取り組み、また当行OBをアドバイザーとして派遣するなど、個々の事案に関して協力を行ってきましたが、平成22年3月に高知県と当行が包括協定を締結して以降、一層の連携・協力による活動強化を図っています。

取り組み内容

・高知県との連携・協力体制の構築

定期的意見交換会の実施、個別計画への支援など

・「土佐・龍馬であい博」

「志國高知・龍馬ふるさと博」への協力

キャラクター名刺を作成、上町・安芸支店壁面へのディスプレイを実施

・「海外セミナー」の開催(平成22年7月、12月)

海外販路開拓セミナー、ベトナム貿易セミナー共催

・高知県成長分野育成支援研究会参加・協力

・異業種交流・人材育成「商人塾」参加・協力

・高知県からカーボンオフセットクレジット購入

・建設業新分野進出支援セミナー共同開催

・コンテンツビジネス創出育成協議会設立

・高知県上海事務所への行員派遣(平成23年4月)



高知県との連携・協力



ベトナム貿易・投資ビジネスセミナー

「食」の商談会開催によるお客さまの販路拡大支援

高知県の活性化、地域経済の発展を目的として、4回目となる「食」の商談会を開催しました。

また、「龍馬伝プロジェクト」の一環として、十八銀行と共に「阪急阪神百貨店商談会」を開催した他、海外への販路開拓への取り組みとして、高知県、(社)高知県貿易協会、ジェトロ高知、高知銀行と共に、「高知の食品輸出商談会」を初めて開催しました。

取り組み内容

・「阪急阪神百貨店商談会」の開催(平成22年6月)

「龍馬伝プロジェクト」の一環として、十八銀行と初の共催で商談会を開催。百貨店2社のバイヤーに対し出展企業11社による個別商談が行われました。

・「高知の食品輸出商談会」の開催(平成22年7月)

高知県、(社)高知県貿易協会、ジェトロ高知、高知銀行との初の共催で、食品・農水産物の輸出を行っている食品商社6社を招き、当行初の輸出商談会を開催。6社のバイヤーに対し出展企業28社による81件の個別商談が行われました。

・「食の大商會2010」の開催(平成22年11月)

高知県の活性化、地域経済の発展を目的として、第4回目となる「食の商談会」を開催。今回は地産地消・地産外商戦略を推進する高知県、高知県地産外商公社、高知銀行との初の共催となりました。バイヤー114社、出展企業94社が参加し、663件の個別商談が行われました。

・「スーパー・マーケットトレードショーへの参加(平成23年2月)

東京で開催された展示会に高知県内の34社が参加。当行もバックヤードスペースを提供し、参加出展者の皆様と一緒に、集客活動などのお手伝いを行いました。



地域の活性化につながる多様な活動

取り組み内容

・小学生「科学教室」の開催

平成22年8月に「科学教室」を開催しました。小学生の頃から、理科や科学に興味を持ってもらい、将来、高知の「ものづくり」を担う人材に育って欲しいとの思いから取り組んでいます。今年も小学生の夏休みを利用して開催を予定しています。



・小学生「お金」のセミナー開催

平成22年8月に小学生を対象にした「お金」のセミナーを開催しました。小学生に「お金」の大切さや「お小遣い」の使い方等を理解してもらうため、金融教育の一環として取り組んでいます。今年も小学生の夏休みを利用して開催を予定しています。



・経営講演会の開催

平成22年10月に高知、11月に徳島で開催した経営講演会には、高知会場に歴史家・作家の加来耕三氏を、徳島会場には変革クリエーターの吉川隆久氏をお迎えし、多数の皆さまのご聴講をいただき好評を得ました。



加来 耕三氏
「歴史に学び、未来を読む」



吉川 隆久氏
「変革時代のリーダーはどうあるべきか」

・電子記録債権入門セミナーの開催

平成23年2月に「電子記録債権入門セミナー」を開催し、高知県内のお客さまを中心に約110名の方に参加いただきました。セミナーでは、全国銀行協会が運営する「でんさいネット」からの派遣講師がその仕組み等について分かりやすく説明を行いました。



・年金相談会

地域の皆さまの年金手続きのお役にたてるよう「年金相談会」を開催しています。また、各営業店に年金アドバイザーを配置し、年金に関するお客さまのご相談にお応えしています。



・資産運用セミナーの開催

将来のゆとりある生活設計に向けて、これらの資産運用のご参考にしていただくために、資産運用セミナーを開催し、資産運用の考え方や取扱商品のご案内をしています。



・ミュージアム88 カードラリーin四国

四国霊場88カ所所巡りになぞらえゲーム感覚で美術館・博物館を巡り、四国の芸術・文化・歴史に触れていただく企画です。このカードラリーを通じ地域の文化的風土のさらなる醸成や観光振興、ミュージアム施設及び四国全体の活性化を応援します。



・地域イベントへの協力

当行は地域の振興に協力するためさまざまなイベントに協賛しています。「よさこいまつり」へ今年も四銀グループをあげて参加。地元企業、市民の皆さまとともにこのイベントを盛り上げました。また、全国的に知られる「阿波踊り」にも参加しているほか、「四万十川ウルトラマラソン」などにも協賛しています。



環境レポート

環境への取り組み

環境問題への取り組みを重要な経営課題と位置付け、本店及び本店別館においてISO14001の認証を取得のうえ、省エネ・省資源、森林保全活動や環境関連商品の開発など積極的に環境保全活動に取り組んでいます。今後も市民の方々や行政、NPOとのコミュニケーションを深め、地域の一員として皆さんとともに環境保全活動を推進してまいります。

環境方針

四国銀行は、豊かな自然に恵まれた四国を基盤とする地方銀行として、環境問題への取り組みを社会的責務と認識し、かけがえのない環境を未来に引き継ぐために、積極的に環境保全活動に取り組みます。

1. 環境負荷の低減

省エネルギー、省資源、グリーン購入に取り組み、環境への負荷低減に努めます。

2. 地域への貢献

環境保全に役立つ金融商品およびサービスの開発・提供と環境保全活動に取り組み、地域への貢献に努めます。

3. 目的・目標の設定と継続的改善

環境目的・目標を定めて計画的に行動するとともに、環境マネジメントシステムを定期的に見直し、継続的に改善します。

4. 環境関連法規等の遵守

法律を守ることはもとより当行が同意する公的機関・業界等の指針および行動規範に応え、環境汚染の予防に努めます。

5. 周知徹底

環境方針を全役職員に周知徹底し、一人ひとりが環境保全に配慮して行動します。

6. 環境方針の公開

この環境方針は内外に公表します。

環境配慮型店舗の新設

桂浜通、田野、福井、徳島西、よさこい咲都の5店舗に太陽光発電装置を設置、いずれの店舗でも電力使用量の5~10%程度を賄っています。また、よさこい咲都支店では、床材に高知県産の間伐材を使用しています。



環境配慮型商品の提供

●環境応援融資「糸の森エコローン」

環境に配慮した事業活動を行っている企業、環境事業にこれから取り組もうとされている企業を応援し、融資金利を当行所定金利より優遇します。

●環境応援私募債「糸の森エコ債」

「環境に配慮し社会的責任を果たす企業」に対して、その取り組みを適切に評価し、インセンティブとして通常より有利な条件(適債基準の緩和、クーポン・手数料の優遇)で提供します。

●エコ住宅ローン

太陽光発電、電化住宅、省エネガス等の設備のある住宅の購入等にサービス金利を適用します。

●高知県産材住宅ローン

高知県産材を50%以上使用する住宅に対し、貸出金利をサービスすることにより高知県産材の普及に貢献します。

●「糸の森」カーボンオフセット定期

高知県から購入した森林吸収オフセットクレジットを、定期1口(100万円)につき5kgの排出権として付加します。お預け入れいただいたお客さまは、日常生活で排出されるCO₂を5kg相殺した事となります。

森林保全活動

●協働の森事業への参加

平成19年3月、高知県、高知市と「協働の森事業」パートナーズ協定を締結しました。自治体と企業が一体となって森林整備を進めるこの協定に基づき、高知市鏡柿ノ又の市有林を「未来を鏡に～四銀絆の森」と名付け、県、市とともに守り育てていくことになりました。



●第5回「四銀絆の森」交流会

絆の森では毎年1回地元の小学生親子を招待して交流会を開催しています。平成23年6月には、朝倉第二小学校の児童や保護者、岡崎高知市長、野村頭取など約80名が参加、植樹を行ったあと、木工教室ではマイ箸づくりを体験しました。



●NPOとの協働間伐

平成19年10月から絆の森で行員や家族による間伐活動を開始しました。平成21年11月からは、高知市の職員の方々が結成したNPO「こうち森林救援隊」と協働で間伐を行っています。



●四国森林管理局との森づくり活動

平成21年3月花粉発生を抑制する研究のため、四国では初めての試みとなる無花粉スギ、少花粉スギの植付けを行いました。平成22年3月には再度同局と連携して昨年植樹した無花粉スギの改植や成長調査、森に親しむ活動を行いました。



他の環境保全活動

●浦戸湾・七河川一斉清掃への参加

毎年、高知市主催で「浦戸湾・七河川一斉清掃」が実施されております。当行は「四銀絆の森」が鏡川の水源涵養林であることから、七河川の一つ鏡川の上流から下流までの活動を連鎖させ、より一層地域に貢献するため、行員200名が参加しています。



●「協働の森フォーラム」への参加

毎年、「協働の森づくり事業」の協定締結企業経営者が集う「協働の森フォーラム」に参加しています。全国から集まった環境への関心が高い協定企業の経営者と県知事、各市町村長が一同に会し、森林問題など環境保全について活発な議論が交わされます。

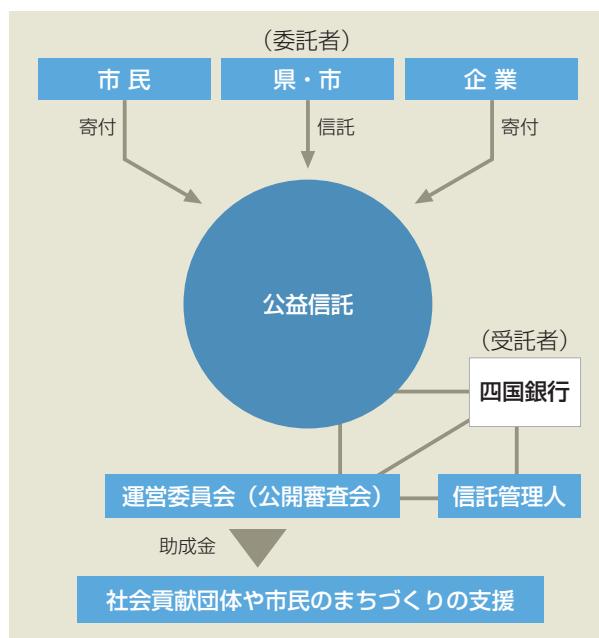


社会貢献活動

当行は地域金融機関として、地域密着の経営方針のもと、県・市町村などの地方公共団体や地域社会と連携をはかり、明るく暮らしやすい地域社会づくりに協力しています。まちづくりや社会福祉向上など、豊かな地域社会づくりのために積極的に協力し、今後も地域とともに歩んでいきます。

公益信託こうちNPO地域社会づくりファンドの助成事業実施

公益信託こうちNPO地域社会づくりファンド(愛称:たんぽぽファンド)は、平成11年に高知県が3千万円、平成18年に(財)民間都市開発推進機構が1千1百万円(ハード整備コース)を出捐し、設定され、当行が受託者として管理・運営を引き受けています。当行は「高知県内の社会貢献団体の実践活動を財政面で支援する」という信託設定の趣旨に沿って事業を行っており、平成23年までの13回の助成事業により、延べ217の社会貢献団体に総額7千4百万円の給付を実施しました。当行は公開審査会、活動発表会開催等のたんぽぽファンドの運営を通じて、社会貢献活動のお手伝いをしていきます。



公益信託高知市まちづくりファンドの助成事業実施

公益信託高知市まちづくりファンドは、平成15年に高知市が3千万円、平成18年に(財)民間都市開発推進機構が1千万円(ハード整備コース)を出捐し、設定され、当行が受託者として管理・運営を引き受けています。ファンド運営事務は、高知市市民活動サポートセンターと連携して行うこととしており、平成22年度は10団体に506万円を助成しました。当行は「高知市民の自主的なまちづくり活動を支援する」という信託設定の趣旨に沿って助成事業を行っていきます。

四国銀行福祉基金による助成活動

創業百周年を記念して設立した(財)四国銀行福祉基金を通じて毎年、県下の心身障害者(児)難病者、高齢者などの社会福祉施設、団体に対し援助、助成を行っています。平成23年3月に行われた助成が33回目となり、高知県より同基金の青木理事長に感謝状が贈られました。



使用済みカード・切手等の収集活動

開発途上国の発展に協力するため使用済みカード・切手・書き損じはがき等の収集活動を行っています。たくさんのお客さまのご協力により集まったカード、切手、書き損じはがきは資金化され、アジアやアフリカでの援助活動に活かされています。

平成23年5月現在でカード60,500枚、切手591kg、はがき2,400枚を国際貢献団体に寄贈しています。



業務・サービス

主要な業務の内容

四国銀行の主要な業務をご紹介します。

預金業務	当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金 定期預金、定期積金、外貨預金 譲渡性預金等
融資業務	●事業所のお客さま向け融資 手形貸付、証書貸付および当座貸越 手形の割引 ●個人のお客さま向け融資 住宅ローン、教育ローン、マイカーローン カードローン等
内国為替業務	送金、代金取立等
外国為替業務	輸出、輸入および海外送金その他、外国為替に関する各種業務
商品有価証券業務	国債等公共債の売買業務
有価証券投資業務	国債、地方債、社債、株式等への投資
社債受託および発行・支払代理人業務	社債の受託業務、公共債の募集受託および発行・支払代理人業務
代理業務	日本銀行代理店、日本銀行歳入代理店および国債代理店 地方公共団体の公金取扱 信託銀行信託代理店 住宅金融支援機構代理店 福祉医療機構代理店
附帯業務	保護預りおよび貸金庫業務 債務の保証(支払承諾) クレジットカード業務 金の売買 国債等公共債および投資信託の窓口販売 金融商品仲介業務 損害保険および生命保険の窓口販売 M&A業務 確定拠出年金の運営管理業務



業務・サービス

個人のお客さま向け商品・サービス

●貯蓄性商品

- ◆総合口座「スーパーコンビ」
- ◆貯蓄預金
- ◆定期預金
- ◆退職金お預り専用定期預金
「ハッピープラススペシャル」
- ◆積立定期預金「あゆみ」
- ◆定期積金
- ◆財形預金

●資産運用商品

- ◆資産運用プラン
「ハッピーセレクト」
- ◆外貨預金
- ◆国債
- ◆投資信託
- ◆積立投信
- ◆個人年金保険
- ◆一時払終身保険

●その他金融商品

- ◆学資保険
- ◆年金積立傷害保険
- ◆医療保険(一部の店舗のみ取扱)
- ◆がん保険(一部の店舗のみ取扱)

ハッピープラススペシャル

退職金をお預けいただく場合、6ヵ月もの定期預金店頭表示金利に0.5%上乗せした金利でお預け入れいただけます。また、あわせて年金の受取口座をご指定いただくと、さらに0.5%上乗せいたします。



ライフイベントに備える商品が充実しています

四国銀行では、お客様のライフプランに応じて、コツコツと資産形成できるさまざまな商品を揃えています。

積立定期預金「あゆみ」

お預け入れ額は1,000円から。「自由型」「目標型」「年金型」から自分にあった積立が選べます。

学資保険

お子さまの教育資金準備にご利用いただけます。

積立投信

将来に向けて、様々なタイプの投資信託の中から選択でき、月々1万円から積立できます。

●各種ローン

- ◆住宅ローン ◆リフォームローン ◆マイカーローン
- ◆教育ローン ◆カードローン

住宅ローン

主な住宅ローンラインアップ



四国銀行の住宅ローンは、豊富なラインアップでマイホームの夢を応援します。

エコ住宅ローン

エコ住宅で金利をサービスします。

- ◆エコ住宅ローン
- ◆高知県産材住宅ローン

特約付住宅ローン

大切なご家族のために、もしもの時も安心。

- ◆がん保障特約付住宅ローン
- ◆3大疾病保障特約付住宅ローン
- ◆8疾病保障付住宅ローン

借換え

他の金融機関でご利用中のお客様には、当行での借換えをご提案します。お気軽にお問い合わせください。

●便利なサービス

- ◆インターネットバンキング
- ◆コンビニATM
- ◆ペイジー口座振替受付サービス

●その他サービス

- ◆フォーシーカード
- ◆宝くじサービス
- ◆ICキャッシングカード
- ◆貸金庫
- ◆外貨両替・海外送金

フォーシーカード

セキュリティの高いICキャッシングカード・ICクレジットカード機能を搭載したカードです。四国銀行のATMが時間外手数料無料でご利用いただけます。



法人のお客さま向け商品・サービス

●設備資金・運転資金の調達

- ◆環境応援融資「絆の森エコローン」
- ◆環境応援私募債「絆の森エコ債」
- ◆農業応援融資「陸援隊」
- ◆機械担保ローン
- ◆シンジケートローン

環境保全に取り組む企業を応援しています

絆の森エコローン

環境認証等を取得している企業の運転資金や、環境関連投資に関する設備資金融資について、当行所定金利よりも最大1%優遇する融資制度です。



絆の森エコ債

環境認証等を取得しており、かつ所定の適債基準を充足しているお客様に、通常よりもクーポン・手数料を優遇する「環境私募債」制度です。

●海外との取引のために

■国際業務

- ◆輸出・輸入
- ◆両替
- ◆海外送金
- ◆外貨預金・外貨融資
- ◆先物為替予約、
クーポンスワップ

■貿易・海外進出相談

- ◆輸出・輸入手続のご相談
- ◆海外進出のご相談
- ◆海外企業の信用調査、
海外投資環境の調査
- ◆販路拡大・商品調達に
関するご相談
- ◆海外(主に中国)の法務
税務・財務等の調査

●経営・営業面のサポート

■営業・社内体制サポート

- ◆経営相談
- ◆財務診断サービス

■事務の合理化サポート

- ◆法人・個人事業主さま向けインターネットバンキング
「ビジネスダイレクト」
- ◆パソコンサービス・ファームバンキング
- ◆一括ファクタリングサービス

■信託業務

- 業務斡旋(ビジネスマッチング)
- M&A・事業承継サポート
- 医療機関・介護事業所経営サポート
- アグリビジネスサポート
- 製造業サポート
- 確定拠出年金導入のご相談
- 産学官連携

登録金融機関業務(証券業務)

●公共債の窓口販売

- ◆個人向け国債や利付国債、ミニ市場公募地方債などの募集・販売を行っています。

●投資信託の窓口販売

- ◆株式や債券等に少額から投資できる投資信託を取り扱っています。
- ◆お客様のご要望にお応えできるよう26本のファンドを取り揃えています。

●金融商品仲介業務

- ◆外国債券などの売買注文を委託証券会社に取り次ぐ業務を行っています。

- ◆委託証券会社は、SMBC日興証券および大和証券です。

●その他

- ◆ディーリング業務
- ◆社債の受託(管理)業務

国際業務

- ・外国為替取扱店113カ店(うち外貨両替取扱店8カ店)

●貿易

◆輸出

- ・輸出信用状の通知、輸出手形の買取・取立などをお取り扱いしています。

◆輸入

- ・輸入信用状の発行、輸入手形の決済、輸入ユーチューズなどをお取り扱いしています。

●両替

◆外国通貨

- ・海外旅行などで必要な外国通貨の両替を8カ店でお取り扱いしています。また、外貨宅配サービスもお取り扱いしています。

◆旅行小切手(トラベラーズチェック)

- ・海外旅行などで安心・便利な旅行小切手の販売および買取をお取り扱いしています。

●海外送金

◆送金小切手(DD)

◆電信送金(TT)

- ◆外貨建小切手の取立・買取、また海外からのご送金の受取などをご利用いただけます。

●資本取引

◆外貨預金

- ・米ドル建、ユーロ建または豪ドル建による預金です。
- ・外貨普通預金と外貨定期預金をお取り扱いしています。

◆外貨融資(インパクトローン)

- ・米ドル建、ユーロ建等主要通貨による融資です。資金調達の多様化が図られ、また為替リスクヘッジなどにもご利用いただけます。先物為替予約を締結すれば実質円金利を確定することができます。

●保証

- ◆スタンダードバイクレジット、入札保証、契約履行保証、前受金返還保証、荷物引取保証、関税支払保証などをお取り扱いしています。

●先物為替予約、クーポンスワップ

- ◆先物相場の為替予約をお取り扱いしています。

- ◆クーポンスワップを利用して輸出取引および輸入取引における為替リスクを軽減することができます。

●その他

◆海外情報、市場調査

◆現地金融

◆海外投融資

信託業務

●信託代理店業務

◆年金信託

- 企業が従業員の福利厚生の充実のために行う企業年金制度の設計・管理・運用等をお手伝いします。

◆土地信託

- 土地の有効活用を図るため、所有者の方に代わって土地の有効活用の企画立案、建築資金の調達、建物の建築および完成した建物の管理・運営を行います。

◆特定金銭信託

- 有価証券投資を通じて、投資家の皆さまの手元資金の効率運用および事務管理をお手伝いします。

●当行本体での信託業務

◆公益信託

- 皆さまの大切な財産を社会のために役立てるお手伝いをします。お預りした財産を安全・確実に管理運用し、その公益活動の目的に応じて金銭を助成・給付しています。

◆特定贈与信託

- ・特別障害者の方の生活安定をお手伝いします。ご親族や篤志家の方からお預りした財産を安全・確実に管理運用して、特別障害者の方の生活費や医療費として定期的に金銭を交付します。
- ・6千万円を限度に贈与税が非課税となります。

	取扱業務	取扱店舗	代理店契約行
信託契約代理業務	年金信託、土地信託、特定金銭信託	本店営業部、木屋橋支店、南国支店 中村支店、須崎支店、安芸支店 徳島営業部、高松支店、松山支店 広島支店、神戸支店	みずほ信託銀行 三菱UFJ信託銀行
当行本体での信託業務	公益信託 特定贈与信託	全店 (出張所は除く)	—

業務・サービス

利便性向上への取り組み、チャネルの充実

●資産運用相談プラザ

資産運用について詳しく聞きたいというお客さまの要望にしっかりとお応えするために、相談プラザを開設しております。金曜日は午後7時まで、また日曜日も営業しております。

資産運用相談プラザ

高知市新本町1丁目2-3
よさこい咲都(さいと)支店内
088-824-4592

資産運用相談プラザの営業時間

月～木 9:00～15:00
金 9:00～19:00
日 10:00～16:00

営業内容

- ◆資産運用のご相談
- ◆各種金融商品の販売
- ◆各種セミナーの開催



●ローンプラザ

住宅ローン・住宅金融支援機構・リフォームローンのお申込や、ご相談に加えて、個人ローン全般のご相談をお受けします。

ローンプラザ

高知市堺町1-6
四国銀行本店別館2F
088-871-2423

ローンプラザの営業時間

月～金 9:00～16:00
日 10:00～16:00

営業内容

- ◆住宅ローン・住宅金融支援機構・リフォームローンなどの住宅に関するご相談・ご融資。
- ◆教育ローン・マイカーローン・カードローンなどのご相談。
- ◆フォーシーカードのお申し込み。
- ◆その他、ライフプランづくりのご相談全般。



●ATMの充実

◆コンビニATM

提携先

(株)イーネット
(株)ローソン・エイティエム・ネットワークス

高知県内では、スリーエフ、ファミリーマート、ローソンに設置されているATM、および全国の提携コンビニATMでご利用いただけます。

◆各種手数料無料化

当行のATMで当行のキャッシュカードを利用したお振込のうち、個人のお客さまが当行本支店間のお振込を利用された場合の振込手数料を無料としております。また、〈四銀〉フォーシーカードを利用した当行ATMでの引き出しにつきましては、土・日・祝日および夜間の時間外手数料を無料としております。

◆四国4行ATM相互無料開放

当行のキャッシュカードをお持ちのお客さまが、阿波銀行、伊予銀行、百十四銀行のATMを利用される場合は「他行ATM利用手数料」が無料でご利用いただけます。

◆ATM宝くじサービス

当行のキャッシュカードやフォーシーカードを使用して、ATMで「ロト」「ナンバーズ」などの数字選択式宝くじが購入できる便利なサービスです。当行がお客さまの代わりに当せんの有無を調査し、当せんの場合は当せん金がお客さまの口座に自動的に振り込まれます。

●ホームページ

<http://www.shikokubank.co.jp/>

インターネットホームページでは、個人向け・事業所向けインターネットバンキングをご利用いただけるほか、お客さまや投資家の皆さんに下記のような情報を発信しています。

- ◆経営内容のディスクローズ ◆商品・サービスのご案内
- ◆ニュースリリース ◆店舗・ATM案内
- ◆採用のご案内ほか



●個人向けインターネットバンキング・モバイルバンキング

自宅のパソコンや携帯電話から、残高照会やお振込などのお取引のほか、住所変更などのお手続きが可能です。また、下記の機能を導入し、セキュリティ強化にも取り組んでいます。

- ◆ワンタイムパスワード ◆ソフトウェアキーボード
- ◆利用端末の指定機能 ◆EV-SSLサーバー証明書



●事業所向けインターネットバンキング「ビジネスダイレクト」

インターネットに接続されたパソコンや、携帯電話を通じて残高照会、振込、代金回収などのサービスをご利用いただけます。

また「外為Webサービス」では、海外仕向送金、輸入信用状開設もご利用いただけます。

「電子証明書」などの複数の機能によりセキュリティ面も強化しています。

●パソコンサービス

パソコンやファームバンキング専用端末でご利用いただく「パソコンサービス」も提供しています。

- ◆ファームバンキング
- ◆代金回収サービス
- ◆テレホン振替・振込サービス

●その他サービス

- ◆Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス

携帯電話会社やクレジットカード会社などの口座振替のお手続きをキャッシュカードを利用して簡単に行えます。



- ◆デビットカード(J-Debit)

四国銀行のキャッシュカード(またはフォーシーカード)を使用して、お買い物や飲食代金を即時に支払うことができます。全国の「J-Debit」マークのある加盟店でご利用いただけます。



- ◆貸金庫(一部未設置の店舗があります)

- ◆夜間金庫(一部未設置の店舗があります)



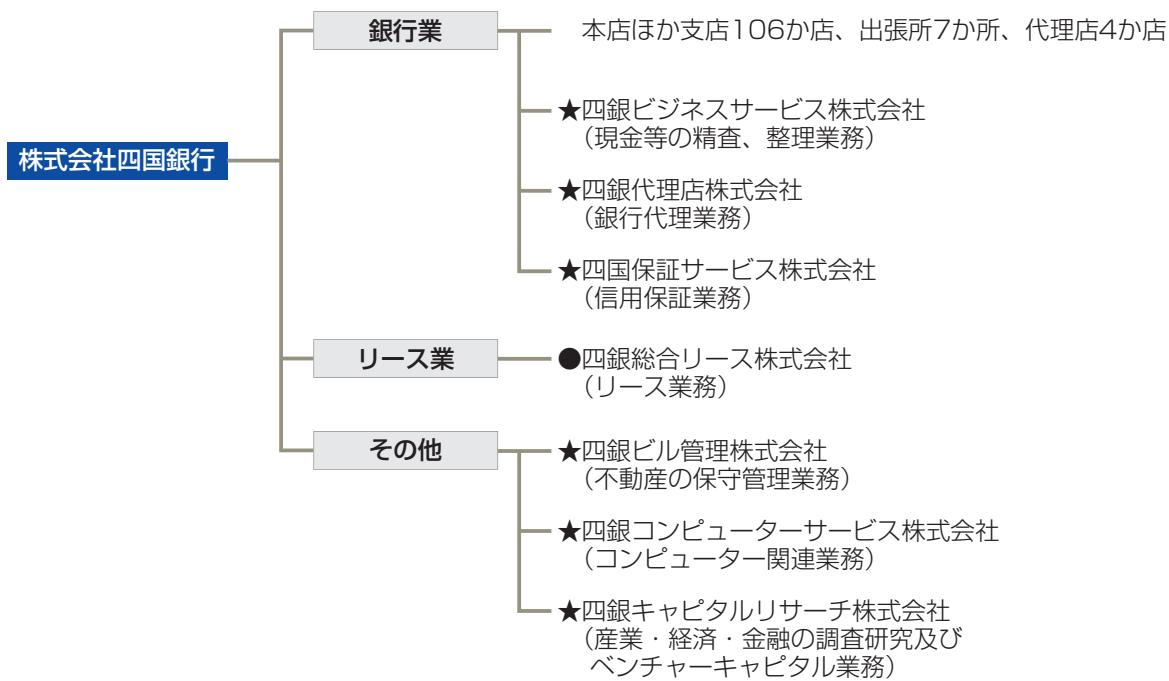
コーポレートデータ

四国銀行グループ

1. 主要な事業の内容

当行グループ(当行及び当行の関係会社)は、当行、子会社8社(うち非連結2社)及び関連会社1社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務などの金融サービスを提供しております。

2. 当行グループの事業系統図(★は連結子会社、●は持分法適用関連会社)



(注)非連結の子会社2社は上記事業系統図に含めておりません。

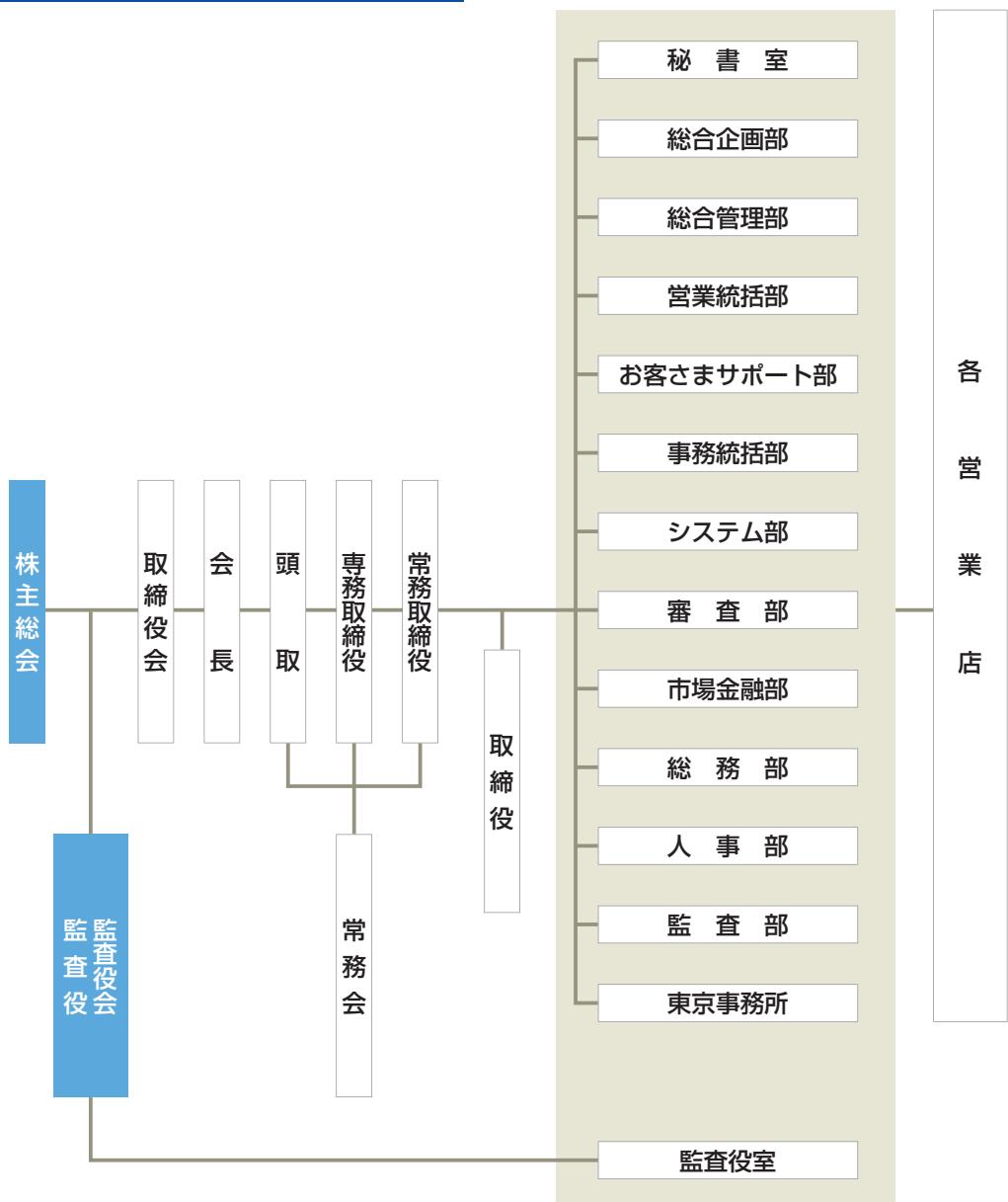
3. 子会社等の内容

(金額単位：百万円)

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行の議決権の所有割合	他子会社等の議決権の所有割合
四銀ビジネスサービス(株)	高知市はりまや町3丁目21番25号 088-884-0118	現金等の精査、整理業務	昭和56年5月 1日	10	100.0%	—
四銀ビル管理(株)	高知市南はりまや町一丁目1番1号 088-873-2711	不動産の保守管理業務	平成10年3月10日	10	100.0%	—
四銀代理店(株)	高知市南はりまや町一丁目1番1号 088-871-2251	銀行代理業務	平成22年8月11日	20	100.0%	—
四国保証サービス(株)	高知市菜園場町1番21号 088-885-5300	信用保証業務	昭和51年8月13日	50	5.3%	四銀総合リース(株) 28.3%
四銀コンピューターサービス(株)	高知県南国市螢が丘2丁目1番地 088-862-0520	コンピューター関連業務	平成 2年7月 5日	20	5.0%	四銀総合リース(株) 40.0% 四国保証サービス(株) 35.0% 四銀キャピタルリサーチ(株) 20.0%
四銀キャピタルリサーチ(株)	高知市菜園場町1番21号 088-883-1152	産業・経済・金融の調査研究及び ベンチャーキャピタル業務	平成 3年5月15日	10	5.0%	四銀総合リース(株) 47.5% 四国保証サービス(株) 47.5%
四銀総合リース(株)	高知市菜園場町1番21号 088-884-5171	リース業務	昭和49年2月 8日	50	6.3%	—

(平成23年3月31日現在)

組織図



(平成23年6月29日現在)

役員一覧

取締役会長	青木 章泰
取締役頭取	野村 直史
専務取締役	高橋 秀雄
常務取締役	山本 正孝
常務取締役	紅露 和之
常務取締役	横山 保幸
取締役徳島営業本部長	高瀬 久志
取締役本店営業部長	高橋 重一

取締役総合企画部長	山元 文明
常勤監査役	竹崎 敏夫
常勤監査役	田村 昌彦
監査役	溝渕 悅子
監査役	田中 章夫
監査役	川添 博

(注)監査役溝渕悦子、田中章夫及び川添博は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(平成23年6月29日現在)

コーポレートデータ

沿革

明治

11年10月 創業(第37国立銀行設立)
11月 第127国立銀行設立
29年 2月 第37国立銀行、高知第37国立銀行と改称
9月 高知第37国立銀行、第127国立銀行合併
高知第37国立銀行(資本金40万円)
30年 3月 (株)高知銀行として営業を継続(資本金80万円)
43年 4月 (株)土佐銀行と交代して高知市金庫取扱開始

大正

4年 3月 高知県金庫取扱開始
5年 5月 本店を現在地に新築移転
8年 2月 (株)土佐貯金銀行を合併(資本金300万円)
12年11月 (株)土佐銀行を合併、商号を株式会社四国銀行と改称
(資本金1,080万円)
15年 6月 (株)関西銀行を合併(資本金1,200万円)
関西銀行本店を四国銀行徳島支店とする
その他徳島県店舗21カ所他を継承

昭和

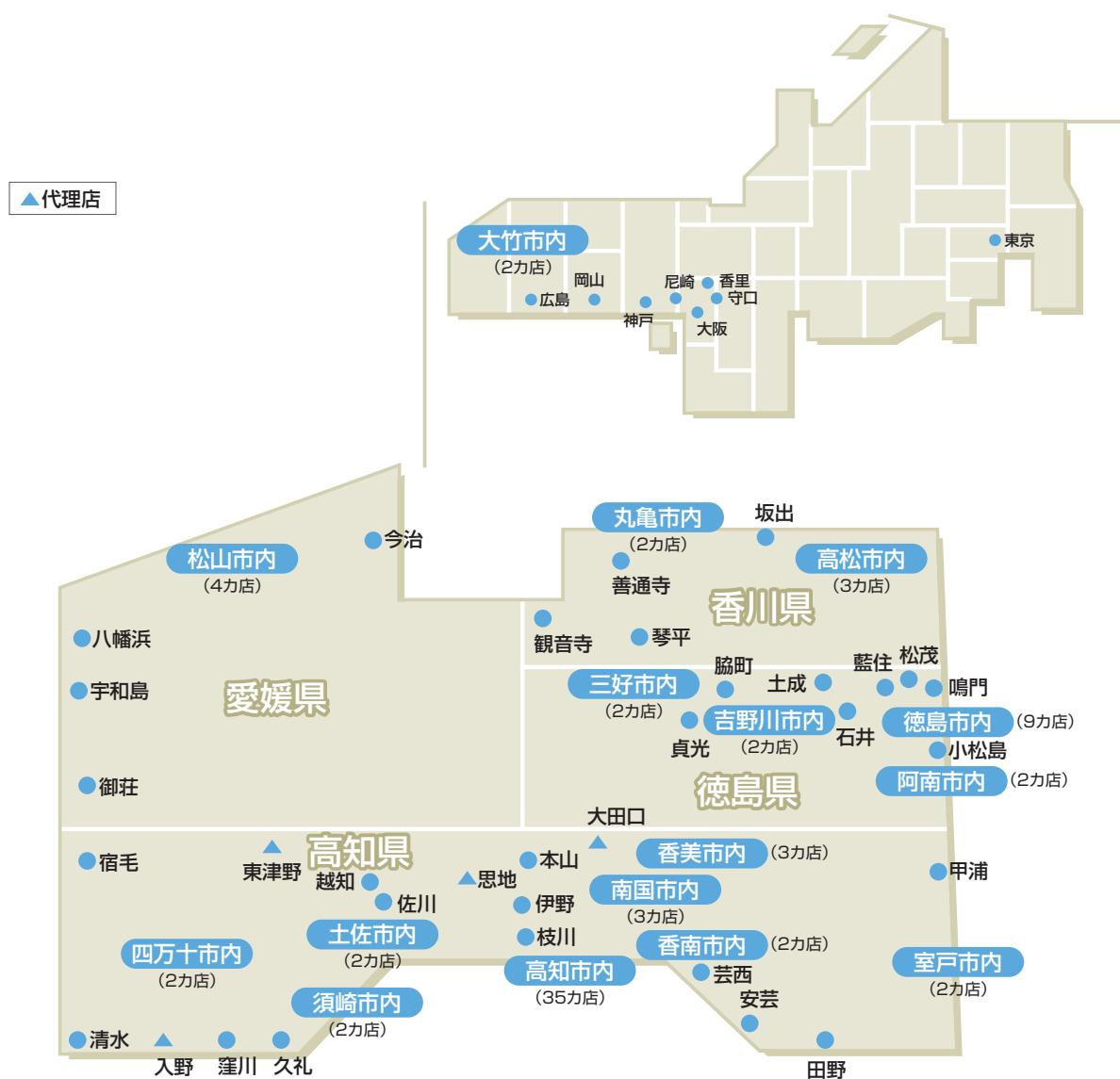
5年 3月 (株)高陽銀行を合併(資本金1,229万5千円)
19年 9月 (株)土豫銀行を買収
20年 4月 (株)土佐貯蓄銀行を合併(資本金1,275万円)
25年 2月 高知信用組合の営業譲受
27年 9月 総預金残高100億円を突破
34年10月 外貨両替業務開始
35年 6月 乙種外国為替銀行業務開始
10月 東京支店開設
38年 4月 本店竣工(現在地)
40年10月 総預金残高1,000億円を突破
46年10月 電子計算機始動
48年 4月 東京、大阪両証券取引所市場第2部上場
49年 2月 東京、大阪両証券取引所市場第1部上場
4月 オンラインスタート
50年 9月 総預金残高5,000億円達成
52年 1月 海外コルレス業務開始
53年10月 創業100周年を迎える(資本金63億円)
57年 8月 海外コルレス包括承認取得
9月 総預金残高1兆円達成
59年10月 資本金84億円
60年 6月 ディーリング業務開始
61年 8月 高知ネットサービス(CD地域提携)スタート
63年10月 創業110周年を迎える

平成

元年 12月 資本金150億円
2年 1月 「第3次オンラインシステム」稼働
12月 サンデーパンキング開始
6年 1月 信託代理業務開始
11月 総預金残高2兆円達成
7年 4月 信託業務開始
12月 資本金250億円
8年 8月 ローン・センター設置
9年 2月 インターネット・ホームページ開設
6月 南国事務センター竣工
10年 10月 創業120周年を迎える
12月 証券投資信託の窓口販売業務開始
11年 3月 テレマーケティング開始
8月 ローンプラザ設置
13年 4月 損害保険窓口販売開始
5月 宝くじ(数字選択式)サービス開始
10月 ローンプラザ日曜営業開始
14年 8月 ISO14001認証取得
10月 生命保険窓口販売開始
16年 1月 ベンチャーファンド設立
17年 3月 再生ファンド設立
18年 1月 インターネットバンキング(個人向け)
モバイルバンキング サービス開始
19年 6月 証券仲介業務開始
20年 6月 執行役員制度の導入
10月 創業130周年を迎える
コンビニATMサービスの開始
11月 四国の地銀4行によるATMの相互無料開放サービスの
開始
22年 4月 中期経営計画「2010 未来へのセンタク」スタート
23年 1月 基幹系システムをNTTデータ地銀共同センターへ移行

店舖

- 高知市内
 - 本店営業部
 - 高知市役所
 - 旭
 - イオン旭町(出)
 - 朝倉
 - 上町
 - 県庁
 - 帯屋町
 - よさこい咲都
 - 宝町
 - 中央
 - 万々
 - 福井
 - 木屋橋
 - 中央市場
 - 潮江
 - 潮江南
 - 六泉寺(出)
 - 三里
 - 桂浜通
 - 横浜ニュータウン(出)
- 卸団地
 - 神田
 - 鴨田
 - 秦泉寺
 - 下知
 - かづらしま
 - 高須
 - 大津
 - 一宮
 - 朝倉南
 - 薊野
 - 春野
 - 弘岡
 - ローンプラザ
- 香南市内
 - 美良布(出)
 - 大柄(出)
- 香南市内
 - 野市
 - 赤岡
- 室戸市内
 - 室戸
 - 佐喜浜(出)
- 土佐市内
 - 高岡
 - 宇佐
- 南国市内
 - 南国
 - 南国南
 - 香長
- 須崎市内
 - 須崎
 - 須崎東
- 四万十市内
 - 中村
 - 中村駅前
- 香美市内
 - 山田
- 徳島市内
 - 徳島営業部
 - 徳島中央市場
 - 徳島中央
 - 徳島西
 - 国府
 - 渭東
 - 渭北
 - 川内
 - マリンピア
- 阿南市内
 - 阿南
 - 羽ノ浦
- 吉野川市内
 - 鴨島
 - 山川
- 三好市内
 - 池田
 - 井川
- 高松市内
 - 高松
 - 高松南
 - 伏石
- 丸亀市内
 - 丸亀
 - 丸亀南
- 松山市内
 - 松山
 - 松山南
 - 松山本町
 - 松山西
- 大竹市内
 - 大竹
 - 大竹市役所(出)



(平成23年6月30日現在)

コー・ポレートデータ

店舗一覧

店舗名	住所	電話番号
高知市		
本店営業部	南はりまや町1-1-1	088-823-2111
高知市役所支店	本町5-1-45	088-873-5820
旭支店	旭町2-51-3	088-822-5561
イオン旭町出張所	旭町3-94	088-822-0411
朝倉支店	曙町2-3-5	088-844-1821
上町支店	上町1-4-13	088-823-3341
県庁支店	丸の内1-2-20	088-875-4461
帯屋町支店	帯屋町2-5-18	088-822-4414
よさこい咲都支店	新本町1-2-3	088-822-5566
宝町支店	宝町9-1	088-823-4385
中央支店	帯屋町1-3-1	088-873-2161
万々支店	南万々6-9	088-875-5111
福井支店	福井町1202-1	088-825-0291
木屋橋支店	菜園場町1-21	088-883-1111
中央市場支店	弘化台12-12	088-882-3053
潮江支店	桟橋通1-1-1	088-831-2158
潮江南支店	桟橋通3-26-8	088-832-2121
六泉寺出張所	六泉寺町15-12	088-832-2131
三里支店	仁井田1612-23	088-847-1145
桂浜通支店	瀬戸西町3-12-1	088-842-2214
横浜ニューカウン出張所	横浜新町4-2401	088-841-0555
卸団地支店	南久保8-5	088-883-5171
神田支店	城山町52-3	088-832-1181
鴨田支店	鴨部2-19-8	088-840-1333
秦泉寺支店	愛宕町4-13-34	088-824-9171
下知支店	知寄町2-4-1	088-883-1181
かづらしま支店	高須新町3-1-8	088-882-2666
高須支店	高須2-6-50	088-883-1311
大津支店	大津乙1011-1	088-866-4111
一宮支店	一宮南町1-15-21	088-845-3111
朝倉南支店	朝倉南町7-13	088-844-6301
鶴野支店	鶴野西町2-1-13	088-846-2251
春野支店	春野町西分217-1	088-894-2361
弘岡支店	春野町弘岡中1786-2	088-894-2227
ローンプラザ	堺町1-6	088-871-2423
高知県<高知市外>		
伊野支店	吾川郡いの町3602-2	088-892-1155
枝川支店	吾川郡いの町枝川928-13	088-893-2120
思地代理店(※)	吾川郡いの町上川甲3111-9	088-867-2824
須崎支店	須崎市西古市町3-7	0889-42-2300
久礼支店	高岡郡中土佐町久礼6179-4	0889-52-2611
須崎東支店	須崎市緑町8-2	0889-43-1255
東津野代理店(※)	高岡郡津野町力石2878	0889-62-3118
窪川支店	高岡郡四十万町本町5-9	0880-22-1155
佐川支店	高岡郡佐川町甲1443	0889-22-1231
越知支店	高岡郡越知町越知甲1720	0889-26-1166
高岡支店	土佐市高岡町甲2045-1	088-852-2101
宇佐支店	土佐市宇佐町宇佐1804-3	088-856-1105
中村支店	四万十市中村一条通1-3	0880-34-3131

(※)の4店は当行を所属銀行とする銀行代理業者です。

店舗名	住所	電話番号
中村駅前支店	四万十市駅前町17-6	0880-34-6611
入野代理店(※)	幡多郡黒潮町入野3324-10	0880-43-2121
清水支店	土佐清水市天神町2-5	0880-82-1245
宿毛支店	宿毛市駅前町1-1202	0880-63-1155
南国支店	南国市後免町144-2	088-863-2141
南国南支店	南国市大塙甲1437-2	088-864-1515
香長支店	南国市緑ヶ丘2-1702	088-865-5800
赤岡支店	香南市赤岡町769	0887-54-2101
野市支店	香南市野市町西野2050	0887-56-0131
山田支店	香美市土佐山田東本町1-2-18	0887-53-3151
良美布出張所	香美市香北町良美布1102-9	0887-59-2305
大柄出張所	香美市物部町大柄1452-5	0887-58-3101
本山支店	長岡郡本山町本山749	0887-76-2011
大田口代理店(※)	長岡郡大豊町船戸61	0887-73-0036
安芸支店	安芸市矢ノ丸2-3-18	0887-34-1101
芸西支店	安芸郡芸西村和食甲221-3	0887-33-2300
田野支店	安芸郡田野町1428-1	0887-38-2711
室戸支店	室戸市室津2396-9	0887-22-1515
佐喜浜出張所	室戸市佐喜浜町1599-1	0887-27-2001
甲浦支店	安芸郡東洋町大字河内30-10	0887-29-2326

徳島県

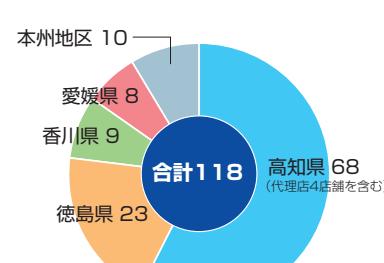
徳島営業部	徳島市八百屋町3-10-2	088-622-4141
徳島中央市場支店	徳島市北沖洲4-1-38	088-628-2770
徳島中央支店	徳島市南昭和町1-15-1	088-622-5353
徳島西支店	徳島市佐古八番町4-25	088-653-9151
国府支店	徳島市国府町中72-3	088-642-1214
渭東支店	徳島市安宅1-10-7	088-622-8611
渭北支店	徳島市南常三島町1-7	088-625-5121
川内支店	徳島市川内町平石古田62-1	088-665-1165
マリンピア支店	徳島市東沖洲1-1-4	088-664-5211
小松島支店	小松島市松島町13-45	0885-32-4141
羽ノ浦支店	阿南市羽ノ浦町大字中庄 字蔵ノホケ43-3	0884-44-3140
鳴門支店	鳴門市撫養町南浜字東浜294	088-685-7171
松茂支店	板野郡松茂町広島字宮ノ後7-2	088-699-4655
藍住支店	板野郡藍住町東中富 字長江傍示13-15	088-692-7311
土成支店	阿波市土成町土成字寒方54-8	088-695-4411
阿南支店	阿南市日開野町筒路15-1	0884-22-2111
鴨島支店	吉野川市鴨島町鴨島466-2	0883-24-2125
石井支店	名西郡石井町石井字石井438-1	088-674-1144
山川支店	吉野川市山川町前川213-1	0883-42-4141
池田支店	三好市池田町サラダ1776-5	0883-72-1255
脇町支店	美馬市脇町字押原2014-8	0883-52-2121
貞光支店	美馬郡つるぎ町貞光 字西浦112-1	0883-62-3141
井川支店	三好市井川町辻104-1	0883-78-2345

店舗名	住所	電話番号
香川県		
高松支店(注)	高松市細屋町9-6	087-821-6166
高松南支店	高松市藤塚町1-7-1	087-831-8166
伏石支店	高松市伏石町2167-5	087-868-3711
坂出支店	坂出市京町3-1-6	0877-46-0459
丸亀支店	丸亀市通町168	0877-23-3336
丸亀南支店	丸亀市中府町1-6-39	0877-24-5555
善通寺支店	善通寺市善通寺町1-3-24	0877-62-0900
琴平支店	仲多度郡琴平町櫻井72	0877-73-2274
観音寺支店	観音寺市観音寺町甲1087-7	0875-25-2141
愛媛県		
松山支店	松山市三番町3-9-4	089-933-3211
松山本町支店	松山市本町6-3-2	089-924-7335
松山南支店	松山市小坂4-18-30	089-933-1171
松山西支店	松山市余戸東1-1-7	089-965-3611
八幡浜支店	八幡浜市船場通255-1	0894-22-4011
宇和島支店	宇和島市新町1-4-11	0895-22-4811
御荘支店	南宇和郡愛南町御荘平城 2080	0895-72-1131
今治支店	今治市常盤町4-3-9	0898-32-6290
本州地区		
広島支店	広島市中区新天地2-1 (パリコ新館2F)	082-247-4321
大竹支店	大竹市西栄1-13-6	0827-52-4251
大竹市役所出張所	大竹市小方1-11-1	0827-57-6015
岡山支店	岡山市北区中山下1-7-40	086-224-5261
大阪支店	大阪市中央区本町2-6-8	06-6252-7001
香里支店	寝屋川市香里新町20-18	072-834-8100
守口支店	守口市早苗町2-1	06-6991-2661
神戸支店	神戸市中央区三宮町2-7-1	078-321-3901
尼崎支店	尼崎市神田中通2-15	06-6412-1251
東京支店	東京都千代田区内神田1-13-7	03-3291-3411

(平成23年6月30日現在)

(注) 高松支店は「商店街再開発事業」に伴い、仮店舗にて営業中です。

●代理店を含む地域別状況



ATM台数

	ATM	CD	合計
店内	268	0	268
店外	170	6	176
合計	438	6	444